

◆ 資料編 ◆

資料編 1 我が国の出入国管理制度の概要

第 1 節 目的と根拠法令

入管法は、その第 1 条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。また、難民認定制度については、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

第 2 節 全ての人の出入（帰）国審査手続

① 外国人の出入国手続^(注1)

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）^(注2)を受けたものを所持した上で、出入国港^(注3)において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第 5 条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可^(注4)という簡易な上陸許可制度を定めている。

（注 1） 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

（注 2） 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

（注 3） 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第 2 条第 8 号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成 27 年 4 月 1 日現在、港は 126、飛行場は 30 となっている。

（注 4） 特例上陸許可については、本節 4 参照。

② 外国人の入国（上陸）審査手続^(注1)

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図23）。

(1) 入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が我が国に上陸するための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、平成18年の入管法改正により義務付けられたものである（19年11月20日施行）。

(2) 口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注2）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第9条第5項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第8項）。

(3) 異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第3項、第4項、第6項）、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる（入管法第24条第5号の2）。

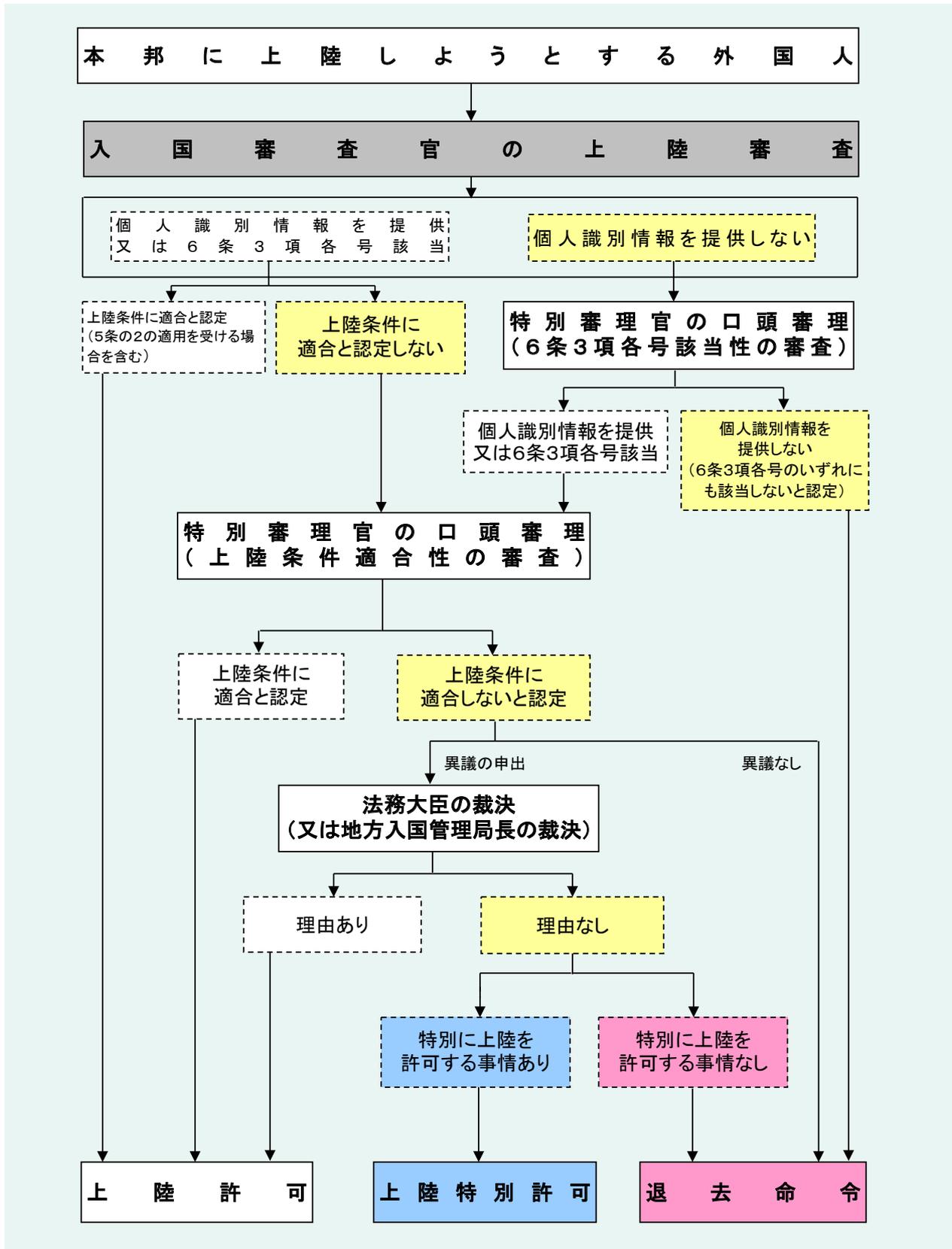
（注1） 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。

（注2） 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条、いわゆる「上陸特別許可」。）。

図23 上陸審査の流れ



③ 入国・事前審査

(1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から法務省に協議が行われている。この協議を受けた法務省は、提出された書類を検討するほか、国内の受入れ機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する法務省意見を外務省に回答している（図24の1）。

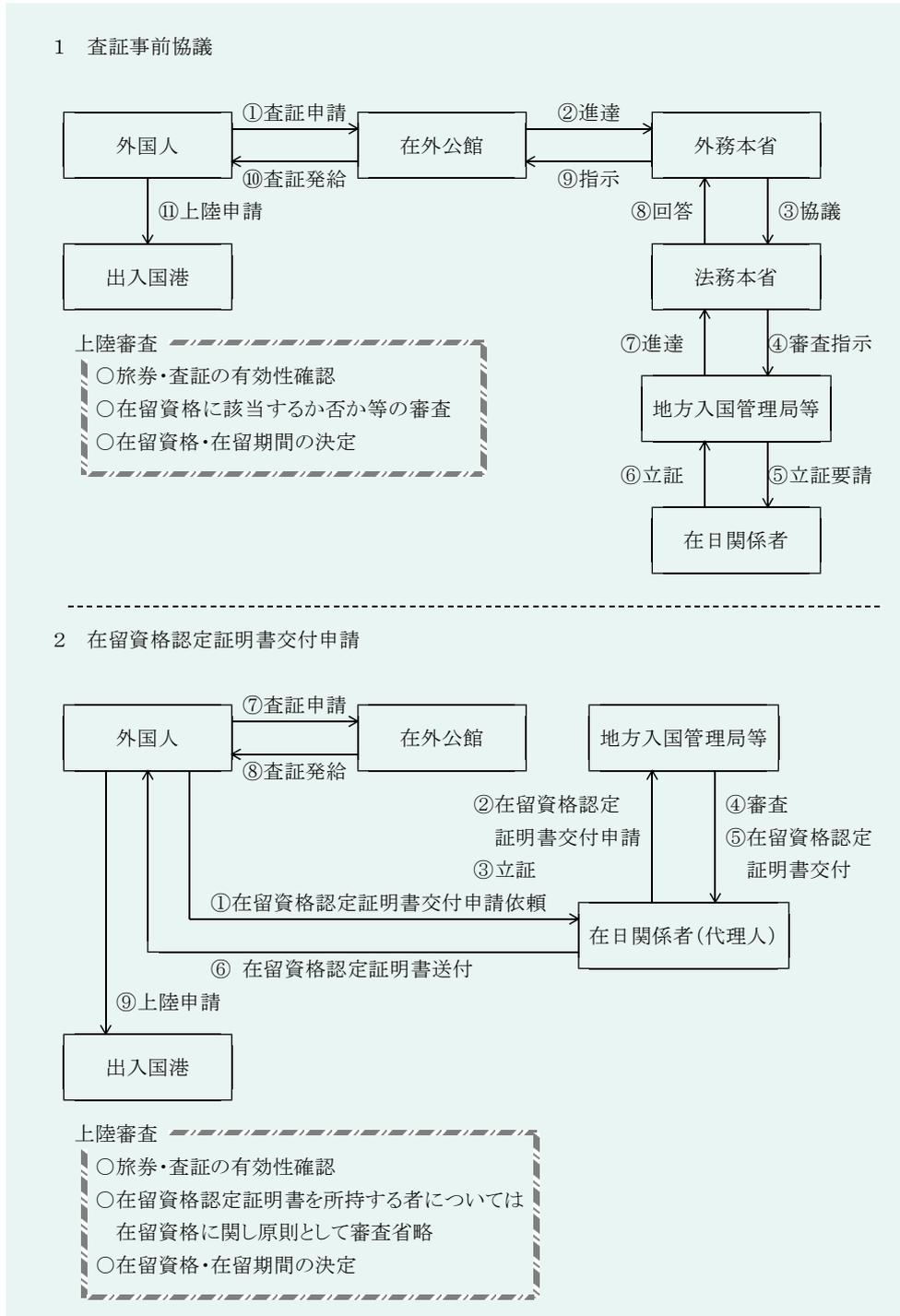
(2) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（図24の2）。

図24 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手の流れ



④ 特例上陸許可^(注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡易な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

(1) 寄港地上陸の許可

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

(2) 船舶観光上陸許可

法務大臣が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。

指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

(3) 通過上陸の許可

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

(4) 乗員上陸の許可

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

(5) 緊急上陸の許可

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

(6) 遭難による上陸の許可

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

⑤ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国を公正に管理することであるが、同時に全ての人の国境を越える動きを把握する役割も担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

第3節 外国人の在留審査

① 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国管理行政の基本となっている（表50）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者（いわゆる単純労働の分野で働く外国人）の入国・在留を認めないこととしているので、上記①について、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる。

表 50 在留資格一覧表 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

別表第一「活動資格」

一の表 (就労資格)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 (この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の職務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 (二の表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表 (就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動 (イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数 (70 点) 以上に達した者 (例) 外国の大学で修士号 (経営管理に関する専門職学位 (MBA)) を取得 (25 点) し、IT 関連で 7 年の職歴 (15 点) がある 30 歳 (10 点) の者が、年収 600 万円 (20 点) で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合	1号については5年、2号については無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 (この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなれば法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動 (一の表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識（以下「技能等」という。）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家からの指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

② 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣（永住許可以外については法務大臣から委任を受けた地方入国管理局長）から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可、再入国許可及び資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

（1）在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある（入管法第20条）。

（2）在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある（入管法第21条）。

(3) 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（入管法第22条）（注1、2）。

(4) 在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある（入管法第22条の2）。

(5) 再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を受けることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる（入管法第26条）。

なお、平成24年7月9日から、中長期在留者（後記第4節1参照）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2）。

さらに、平成27年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合には、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

(6) 資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される（入管法第19条第2項）。

なお、平成24年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者（「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

（注1） 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

（注2） 平成17年3月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定して法務省ホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載し、随時更新している。また、平成18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「『我が国への貢献』に関するガイドライン」についても一部改定した（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00007.html）。

③ 在留資格取消制度

在留資格取消制度は、入管法に定める取消事由（入管法第22条の4第1項各号）に該当する疑いがある場合、意見聴取の手續（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の4第1項の各号）。

- ① 入管法第5条第1項各号に掲げる上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、そのいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② 偽りその他不正の手段により、在留資格該当性がないのにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①、②に該当するもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ ①から③までに該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により、交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提示により、上陸許可の証印等を受けた場合（第4号）
- ⑤ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合（第5号）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第6号）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
- ⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第8号）
- ⑨ 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した日から90日以内に、法務大臣に新しい住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第9号）
- ⑩ 中長期在留者が、法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

第4節 中長期在留者の在留管理制度等

① 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴って在留カードを交付している。在留カードには、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人

をいう（入管法第19条の3）。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じる者として法務省令で定めるもの（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

（1）在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地（注）、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管法第19条の4）。

在留カード

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 No. AB12345678CD
氏名 NAME TURNER ELIZABETH				
生年月日 DATE OF BIRTH 1985年12月31日 性別 SEX 女 F. 国籍・地域 NATIONALITY/REGION 米国				
住居地 ADDRESS 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号				
在留資格 STATUS 留学 Student				
就労制限の有無 就労不可				
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY 4年3月（2018年10月20日） (DATE OF EXPIRATION)				
許可の種類 在留期間更新許可（東京入国管理局長）				
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日				
このカードは PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD 2018年10月20日まで有効です。				

表面

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		
在留期間更新等許可申請欄		
在留資格変更許可申請中		

裏面

（注） 「住居地」とは、我が国における主たる住居の所在地のことであり、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも我が国における生活の根拠を表す概念である。他方、「居住地」とは、ホテル等の一時的に滞在する場所を意味する現在地のほか、道路や公園等の社会通念上、生活の本拠とは認められない場所も含む広い概念である。

(2) 在留カードに係る届出・申請

ア 住居地の届出^(注)

a 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の7）。

b 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の8）。

c 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管法第19条の9）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、変更の届出を行う必要がある（入管法第19条の10）。

ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内に地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある（入管法第19条の11）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある（入管法第19条の12）。

(注) 中長期在留者は、住民基本台帳法に定める外国人住民であり、「住居地の届出」に加えて、同法に基づく転入届等をする義務があるが、在留カードを提出して当該転入届等をしたときは、「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損した場合には、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損していることにより、地方入国管理局長から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方入国管理局で、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる。この手続により在留カードの交付を受けるときは、1,300円の手数料が必要となる（入管法第19条の13）。

(3) 所属機関・配偶者に関する届出

ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

a 活動機関に関する届出

「教授」，「高度専門職1号ハ」，「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合），「経営・管理」，「法律・会計業務」，「医療」，「教育」，「企業内転勤」，「技能実習」，「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動機関の名称・所在地に変更が生じた場合、活動機関が消滅した場合又は活動機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第1号）。

b 契約機関に関する届出

「高度専門職1号イ」，「高度専門職1号ロ」，「高度専門職2号」（入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合），「研究」，「技術・人文知識・国際業務」，「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」又は「技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合、契約機関が消滅した場合、契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第2号）。

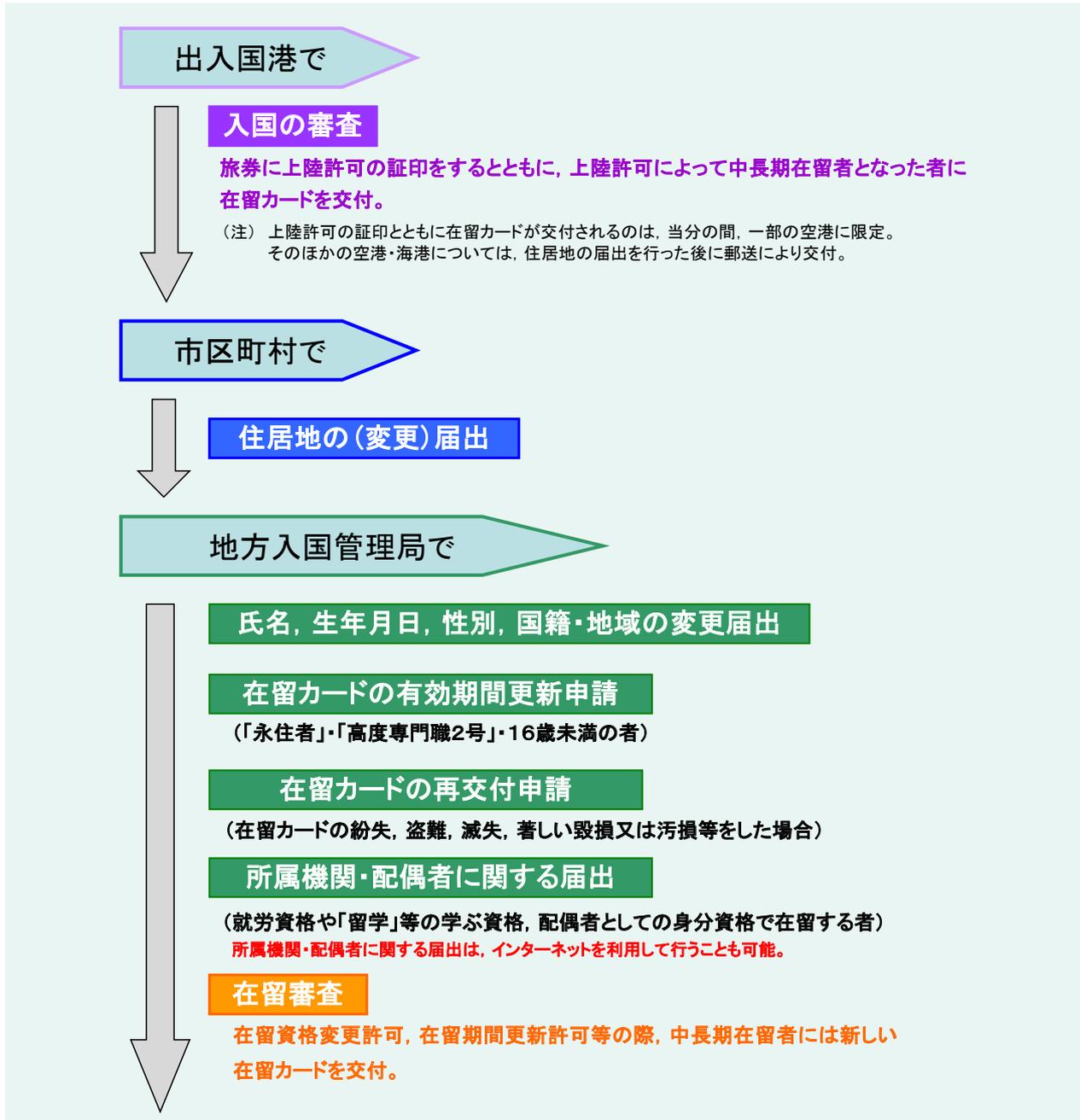
c 配偶者に関する届出

「家族滞在」，「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第3号）。

イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」又は「留学」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（雇用対策法第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を法務大臣に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図25 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



(4) 電子届出システムを利用した中長期在留者の利便性向上の取組

ア 入国管理局電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）及び中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）については、地方入国管理局への書面提出及び東京入国管理局在留管理情報部門への郵送に加え、平成25年6月24日からインターネットを利用して届出をすることができる「入国管理局電子届出システム」を運用している（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

入国管理局電子届出システムには、以下のメリットがある。

- ① 窓口に行くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はかからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関による届出では専用のフォーマットを利用することで一括届出を行うことができる。

また、入国管理局電子届出システムを利用するための利用者情報登録（注1）をしている所属機関の職員等は、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより届け出ることができる。

イ 入国管理局正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてアルファベットで表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字（注2）の範囲の文字と定められており、簡体字等（中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。）については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、入国管理局では、平成25年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「入国管理局正

（注1） 入国管理局電子届出システムを利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関の所在地を管轄する地方入国管理局等の窓口利用者情報登録の届出を行って登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

（注2） 工業標準化法（昭和24年法律第185号）X0221の日本文字部分レパートリ（日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合）及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

字検索システム」を導入し、入国管理局ホームページ上に公開している（<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>）。

(5) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員（注）に事実の調査をさせることができる（入管法第19条の19）。

入管法第19条の19に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行使することができるものとなっている。

また、この事実の調査は、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報に加え、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報等を活用し、これらの情報を照合・分析して調査を行うことにより、偽装滞在者を浮かび上がらせることができるなど、効果的な偽装滞在者対策を講じることにも繋がることから、事実の調査の積極的な実施に取り組んでいる。

② 特別永住者に係る制度

日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱したものであって、昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留しているもの及びその子孫であって本邦で出生し、引き続き本邦に在留しているものについては、入管特例法の規定に基づき、特別永住者として、本邦での永住を認めており、再入国許可の有効期間や退去強制事由等について、入管法の特例が認められている。

特別永住者の制度については、中長期在留者の在留管理制度の導入と併せて、旧制度（外国人登録制度）を実質的に維持しつつ、利便性向上の観点から、特別永住者証明書の交付、再入国許可の有効期間の延長等の見直しを行った。

(1) 特別永住者証明書

特別永住者証明書とは、特別永住者という法的地位の証明書として法務大臣が交付するものであり、その記載事項については、必要最小限のものとして、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了日が記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全

特別永住者証明書



表面



裏面

記載される（16歳以上の者については、顔写真が表示される。）。また、特別永住者証明書には、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、証明書に記載された事項の全

(注) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができるのは、入国審査官及び入国警備官であり（入管法第19条の19第2項）、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めることができるのは、法務大臣、入国審査官及び入国警備官である（同条第3項）。

部又は一部が記録される（入管特例法第8条）。

（2）特別永住者証明書に係る届出・申請

ア 住居地の届出^{（注）}

住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から14日以内に、住居地（住居地を変更したときは、新住居地）の市区町村の窓口で特別永住者証明書を提出した上、その住居地を法務大臣に届け出る必要がある（入管特例法第10条）。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

特別永住者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し変更を届け出る必要がある（入管特例法第11条）。

ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は更新期間（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間が16歳の誕生日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる（入管特例法第12条）。

エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損していることにより、法務大臣から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,300円の手数料が必要となる（入管特例法第14条）。

（注） 特別永住者は、住民基本台帳法に定める外国人住民であり、「住居地の届出」に加えて、同法に基づく転入届等をする義務があるが、特別永住者証明書を提出して当該転入届等をしたときは、「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする必要はない。

③ 法務省と市区町村の情報連携

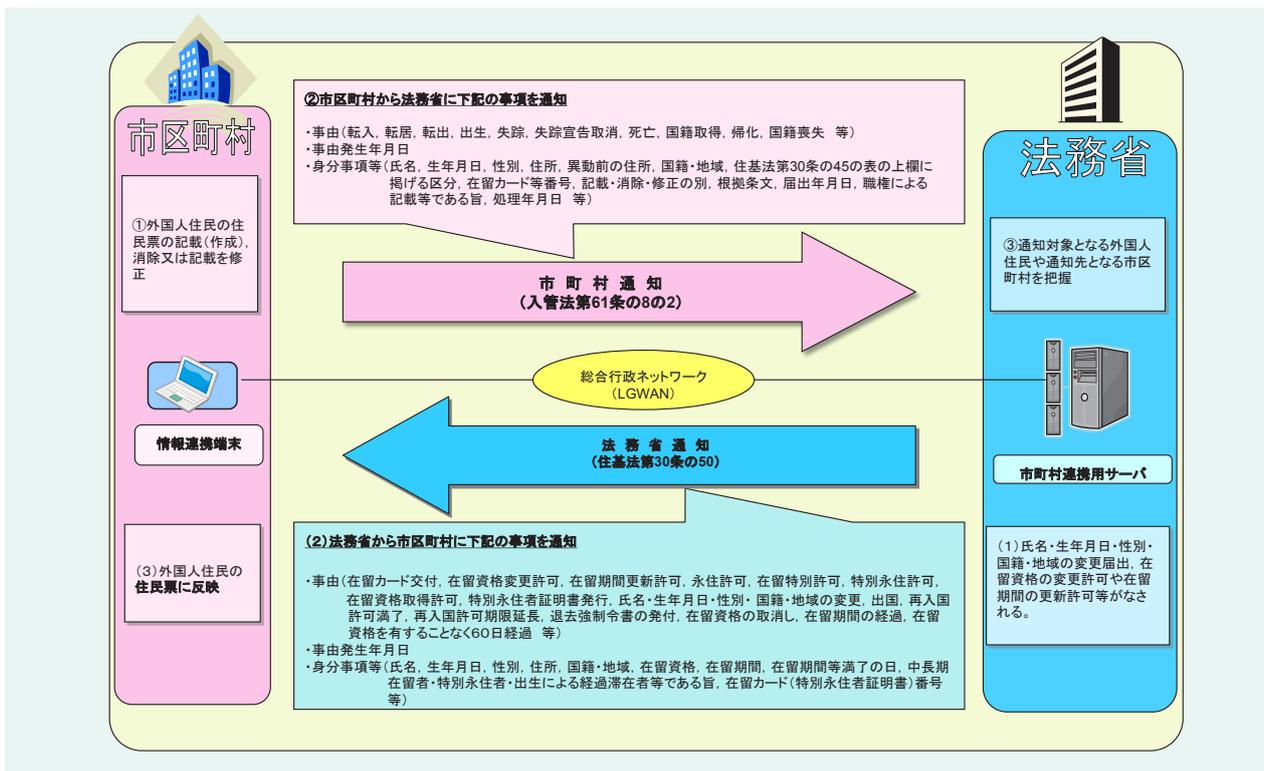
平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

この改正により、法務大臣が把握する情報のうち市区町村と共有すべきものについて、法務省と市区町村の間で専用端末を介した情報連携を行うこととなった。

具体的には、法務省においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が登録されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を法務大臣に通知している。

法務省と市区町村の間でこのような情報連携を行うことで、法務省が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するとともに、市区町村による住民基本台帳記録の正確性の確保が図られる。

図26 法務省と市区町村との情報連携



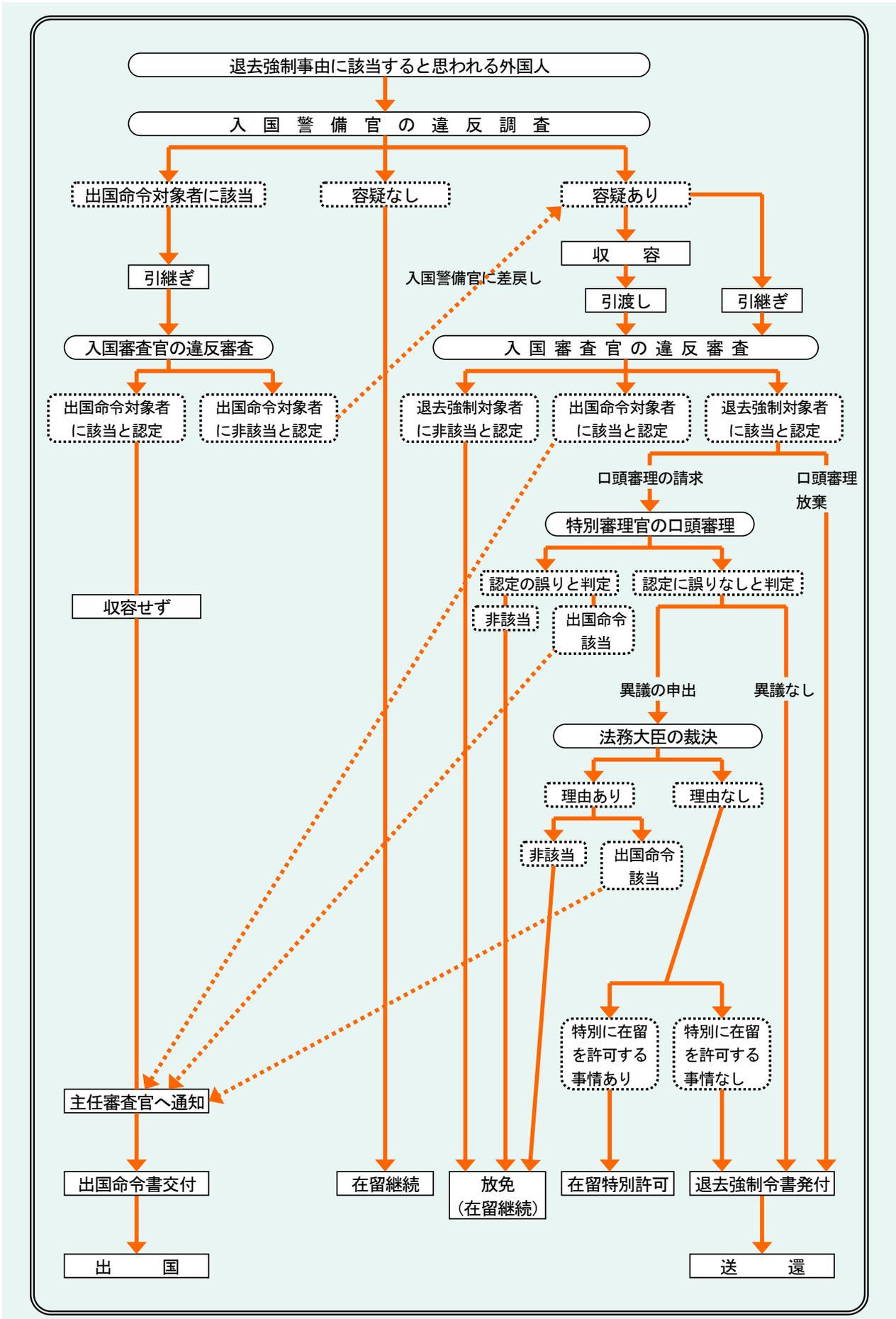
第5節 外国人の退去強制手続

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている（図27）。

図27 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



① 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

② 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（入管法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

③ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

④ 在留の許否

（1）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第9項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決され、かつ、特別に在留を許可する事情がないとき（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

（2）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可すること

（注） 入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

ができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」。）。

⑤ 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① 自ら入国管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第6節 難民の認定

① 難民条約等への加入

我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、次いで57年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

② 難民認定手続

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6か月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（同第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

(3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている（入管法第61条の2の14）。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する（入管法第61条の2第2項）。

難民として認定された外国人が正規在留者である場合において、その者が「定住者」の在留資格への変更を申請したときは、我が国に上陸後6か月以内に難民認定申請を行ったという要件を満たしていれば、一律に当該在留資格変更は許可される（入管法第61条の2の3）。

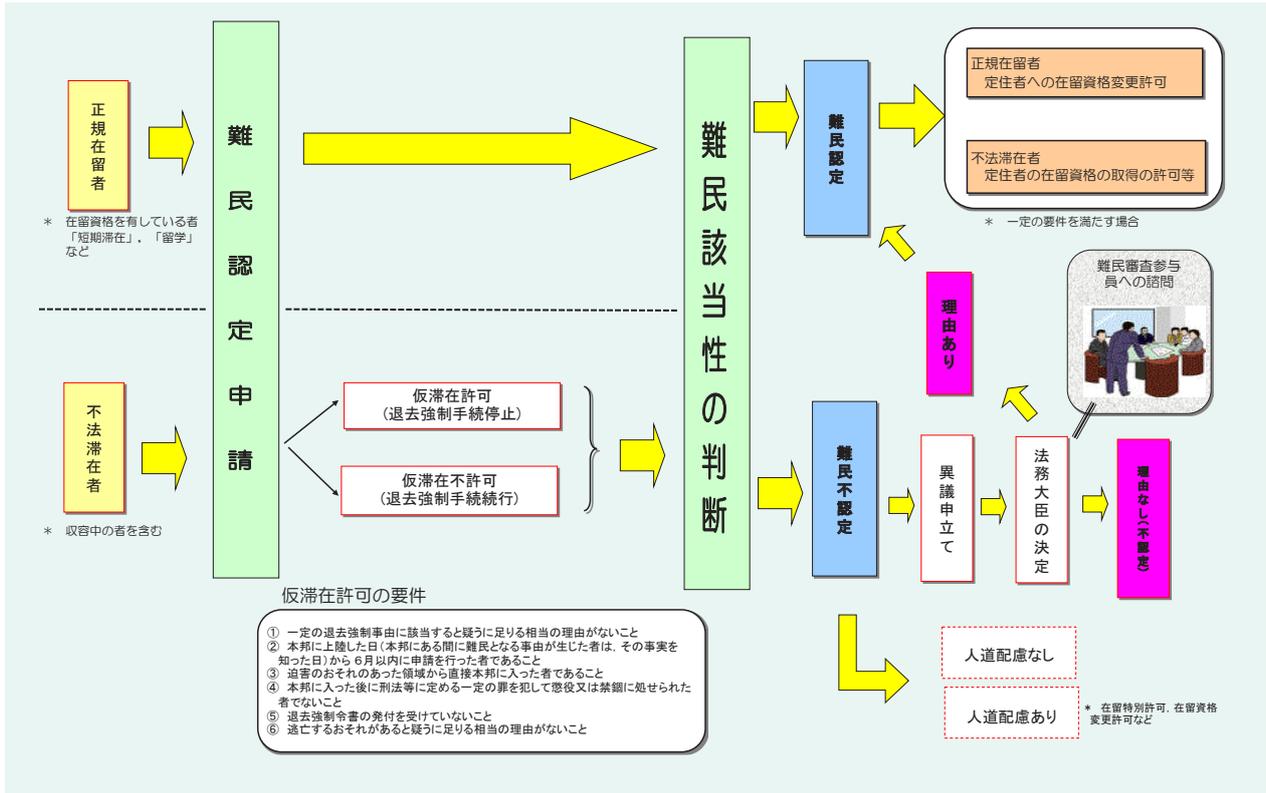
他方、難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請を行ったことに加えて一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の2の2第1項）。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる（入管法第61条の2の2第2項）。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ（入管法第61条の2の12）、永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の2の11）。

③ 異議の申立て

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は、その処分に不服があれば、法務大臣に対し異議申立てをすることができる（入管法第61条の2の9第1項）。法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験を有する者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている（同第3項）。

図28 難民認定申請の形態と手続



4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体、又は身体を自由を害されるおそれのある領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6か月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）。

資料編 2 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成26年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,969人の職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

① 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図29、30）。

図 29 入国管理局組織表

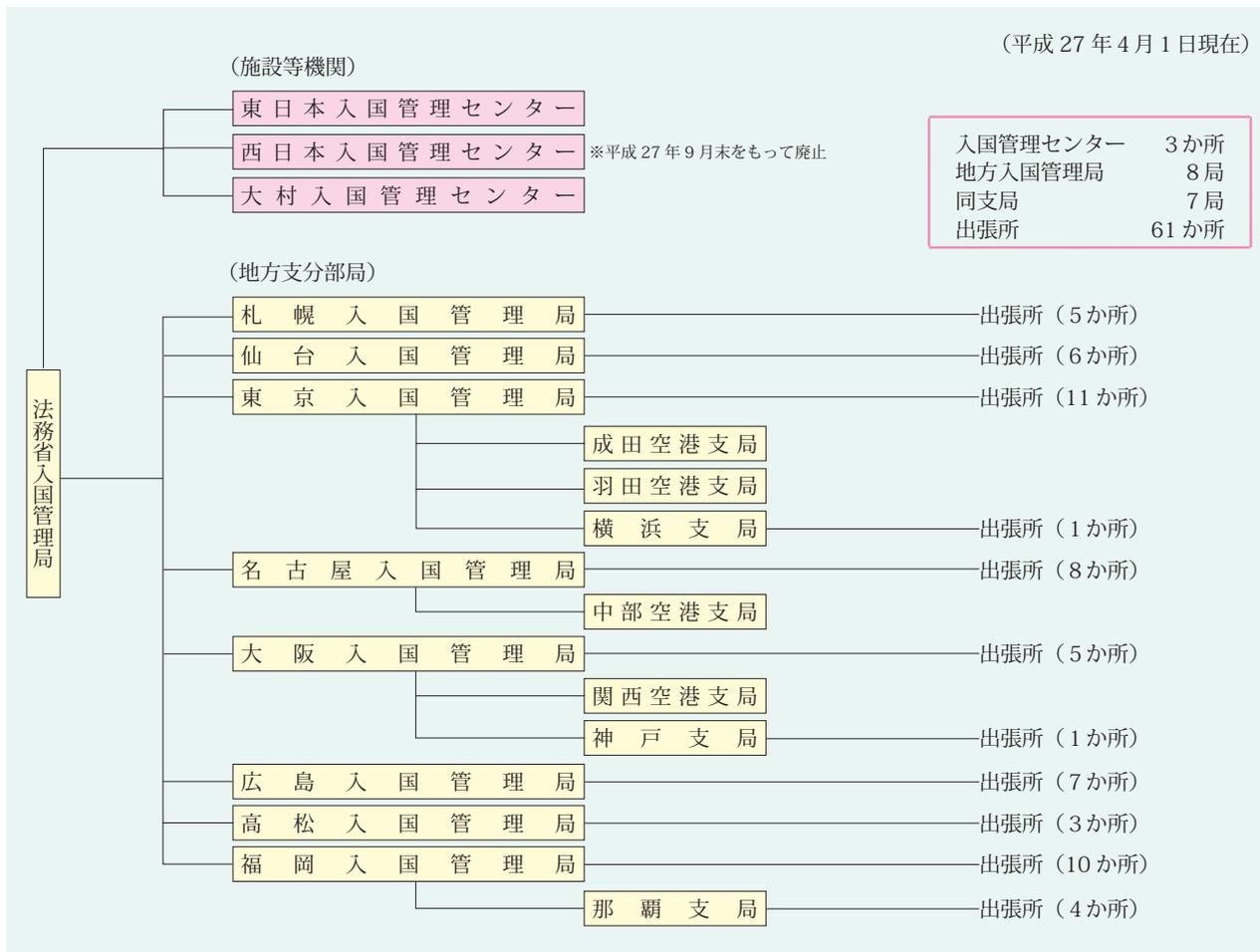
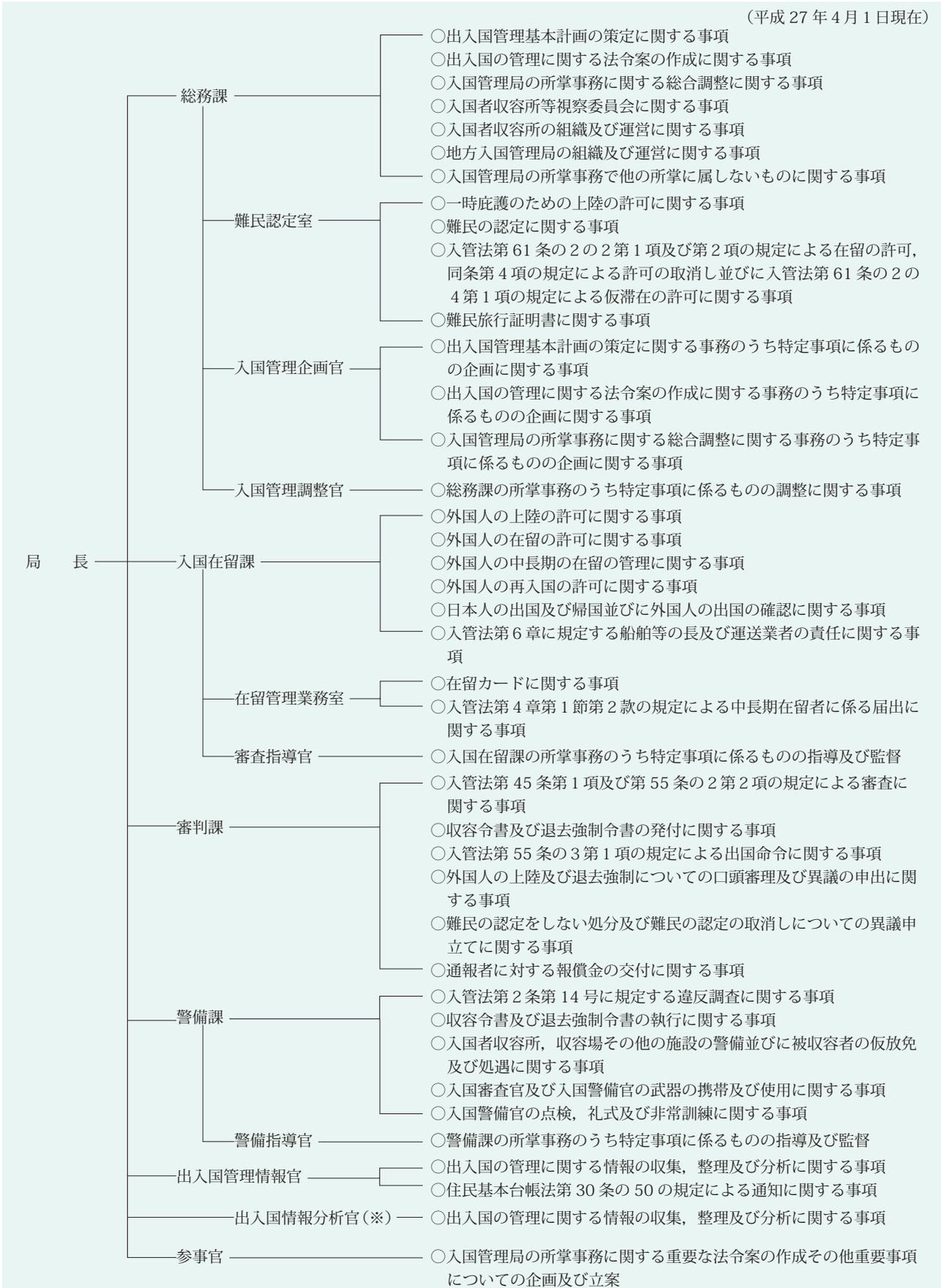


図 30 法務省入国管理局所管事項



※平成 27 年 9 月末をもって廃止

平成 27 年 10 月 1 日、「出入国管理情報企画官」を設置

(注) 上記のほか、官房審議官及び局付が、入国管理局担当として配置されている。

② 入国管理官署の組織の見直し

平成27年度の組織の拡充については、急増する訪日外国人旅行者を迅速かつ円滑に審査するとともにテロリスト等の入国を確実に阻止し、また、複雑巧妙化する偽装滞在者対策を推進することなどを目的に、出入国管理における情報の司令塔として、法務省入国管理局に出入国管理情報企画官を新設し（27年10月）、現在保有する情報や国内外から新たに収集する情報を分析し、更には、分析結果から審査指針等を立案して地方入国管理官署に提供するための体制を整備した。

また、現在、東京入国管理局成田空港支局情報管理部門において、A P Iについて、入国管理局が保有する要注意外国人との突合及び入国予定港への通報作業を行っているところ、平成27年1月から、P N Rの取得が可能となったことから、A P Iに加え、P N R等の複数の情報を組み合わせた分析を24時間対応で行うための体制整備を行った。

さらに、観光立国推進のための出入国審査の体制整備として、これまで4大空港（成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港）を管轄する官署で唯一配置のなかった名古屋入国管理局中部空港支局に審査監理官を新設した。

厳格な出入国管理のための体制整備においては、被仮放免者について、近年の増加等により在留状況の把握が困難となり、仮放免条件違反者の指導や仮放免の取消しといった措置が十分に行えていない状況から、東京入国管理局に被仮放免者を扱う執行第二部門を新設した。

また、福岡入国管理局那覇支局においては、平成24年11月の尖閣諸島国有化以降、中国公船による尖閣諸島周辺海域での航行の常態化や領海侵犯の大幅な増加などを受け、入国警備官を海上保安庁の巡視船に常時乗船させていることから、同対応に専従する統括入国警備官を新設した。

他方、入国者収容所について、近年の収容状況等を踏まえ、その在り方を検討した結果、平成27年9月末をもって、西日本入国管理センターを廃止することとなった。

また、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に 대응するため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表51）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和56年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は平成27年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和56年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

このため、平成26年10月、北海道内で札幌市及び函館市に次いで中長期在留者が多く居住し、また、新千歳空港及び函館空港に次いで出入国者数が多い旭川空港が置かれている旭川

市に出張所を新設するとともに、北海道全体の地理的事情や各出張所の業務量を勘案した上で、札幌入国管理局本局から最も近い小樽港出張所を廃止することとした。

表 51 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成 12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿兒島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市	岐阜出張所	岐阜市
		日立港出張所	日立市	大津出張所	大津市
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町	水戸出張所	水戸市
15		東京港出張所	江東区	新宿出張所	新宿区
		渋谷出張所	渋谷区	盛岡出張所	盛岡市
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
16		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	曾於郡志布志町		
		直江津港出張所	上越市		
17					
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
22		羽田空港出張所	大田区		
26		小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市

（注）平成22年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

第2節 職員

① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資



入国管理局職員

格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

② 増員

入国管理局関係の職員数は、平成27年度は4,145人で、5年前の22年度の3,714人と比べ約12%、431人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる（図31、表52）。

図31 入国管理官署職員定員の推移

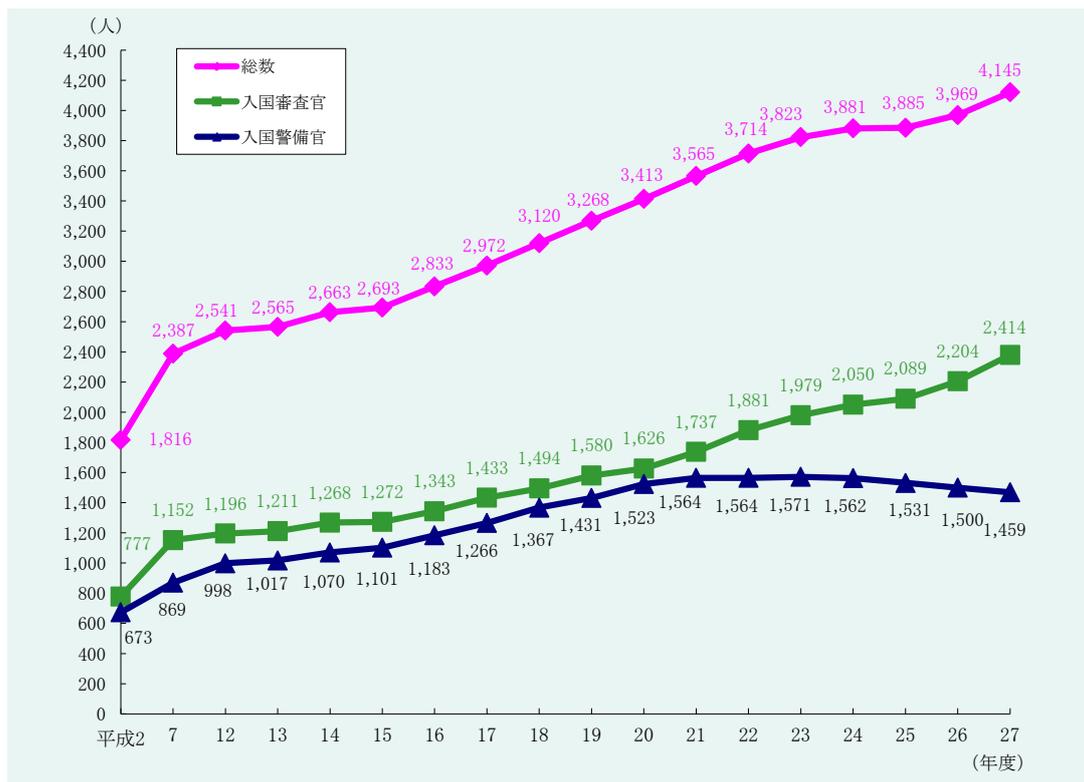


表 52 入国管理官署職員定員の推移

(人)

区分 年度	本省事務官	地方入国管理官署					小計	総数
		事務官	審査官	警備官	その他			
昭和 60	169	155	703	658	55	1,571	1,740	
平成 2	166	154	777	673	46	1,650	1,816	
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387	
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541	
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565	
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663	
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693	
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833	
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972	
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120	
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268	
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413	
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565	
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714	
23	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823	
24	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881	
25	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885	
26	126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969	
27	140	124	2,414	1,459	8	4,005	4,145	

平成26年6月に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2014」において、「日本再興戦略に掲げた「2013年に訪日外国人旅行者1,000万人」の目標を達成したことを受け、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催という絶好の機会を捉え、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、26年の外国人入国者数は、約1,415万人と前年に比べ約289万人（25.7%）増加し、過去最高を記録した。

平成27年度においては、出入国審査体制の強化のため、全国の入出国者数の約9割を占める主要7空港（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、福岡空港及び那覇空港）における出入国審査要員、厳格かつ迅速な上陸審査を行うためのセカンダリ審査要員、出入国者の増加が著しい地方空海港の出入国審査要員、PNR導入による出入国審査要員の計202人の入国審査官が増員措置され、更に、27年7月、観光立国の実現に向け、地方空海港への審査要員の機動的な派遣を含む緊急増員が行われ、入国審査官25人が措置された。

③ 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景



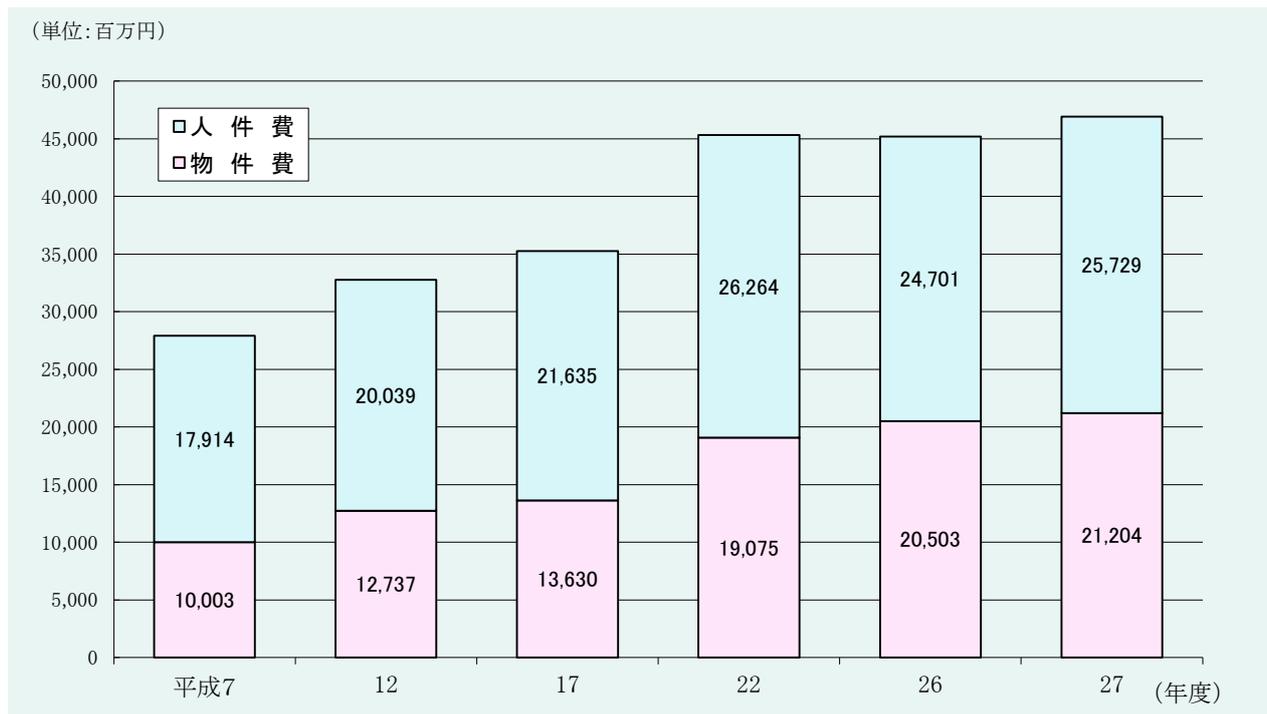
入国警備官点検風景

資料編3 予算等

第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図32のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、平成27年度予算は、入国管理局が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。入国管理局では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている（図32）。

図32 予算額の推移



(単位:百万円)

区分	年度	平成7	12	17	22	26	27
人件費		17,914	20,039	21,635	26,264	24,701	25,729
物件費		10,003	12,737	13,630	19,075	20,503	21,204
うち電算関連費		3,636	5,745	5,295	10,423	12,731	12,575
計		27,917	32,776	35,265	45,339	45,204	46,933

(注) 予算額は当初予算額である。

第2節 施設

平成27年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務合同庁舎（仙台、広島、高松）、行政合同庁舎（札幌）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜）、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している（注）。

(注) 西日本入国管理センターは、平成27年9月末をもって廃止されている。

資料編 4 出入国管理関係訴訟

第 1 節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分取消しを求める訴訟や難民不認定処分取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成26年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、335件（前年391件）であり、前年から56件減少した（表53）。

適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革、特に、行政訴訟について、平成17年4月1日に、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたこと等を背景として、近年、新規受理件数は高水準で推移しているが、24年から顕著な増加傾向にあった新規受理件数は、25年をピークに26年は減少に転じている。本案事件の終了件数についても、新規受理件数に連動して、近年、高水準で推移しているところ、その背景としては、平成15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることなども挙げられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる。

表 53 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 26 年末現在）

(件)

区分		年	平成 22	23	24	25	26
行政事件	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等		172	167	264	334	274
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等		21	23	17	13	18
	在留資格認定証明書不交付 処分取消請求・無効確認等		15	8	6	6	6
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等		55	40	46	35	35
	その他の		5	1	4	1	0
	(小計)		268	239	337	389	333
民事事件		0	4	3	2	2	
人身保護請求事件		0	0	0	0	0	
受理件数(総数)		268	243	340	391	335	
終了件数		288	214	263	341	380	

第2節 主な裁判例

裁判例1【異議の申出に理由がない旨の裁決の撤回における法務大臣等の裁量】

入管法第49条第1項に基づく異議の申出が理由がないとの裁決がされた後、裁決後に新たに生じた事情の変化を受けて、上記裁決の撤回を行うか否かの判断は、…在留特別許可をするか否かの判断と同様の法的性質を有しているだけではなく、適法に行われた裁決を事後的に生じた事情により撤回するという行為の性質上、在留特別許可をするか否かの判断よりも更に広範な裁量に委ねられているものと解される。

家族的結合についての利益が入管法上も尊重されるべきことは当然であり、法務大臣等が在留特別許可をするか否かを判断するに当たり、重要な考慮要素とされるべきものと考えられる。しかるところ、個別の事案において家族的結合がどの程度重要な要素として考慮されるかは、家族構成やその生活状況、家族が形成されるに至った具体的な状況、家庭生活を本邦で営む必要性の有無など、当該事案における諸般の事情によって決せられるというほかなく、とりわけ裁決の撤回を行うか否かの判断が、家族的結合についての利益を損なうことを理由に違法とされるのは、その侵害の程度が極めて著しい場合に限られると解するのが相当である。

【平成26年1月31日名古屋高等裁判所判決】

裁判例2【永住許可の許否判断における経済的状況の評価】

永住許可の許否判断に当たって、日本人の配偶者である外国人は、素行が善良であることや独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することの要件に適合することを要しないとはされているが、…当該外国人の永住が日本国の利益に合すると認められるには、当該外国人の永住が単に国益に反しないという消極的なものにとどまらず、積極的かつ具体的に国に利益をもたらすものである必要があるというべきであり、その判断に当たっては、当該外国人の経済的状況も重要な考慮要素であるというべきである。

原告Aは中国からの送金によって生活しており、アルバイト社員として稼働もしているが、中国からの送金額や送金元も、アルバイト社員としての収入額もいずれも不明である上、配偶者であり在日身元保証人でもある原告Bは生活保護法による生活扶助等を受けているというのであって、原告Aの経済的状況は決して良好なものとはいえず、原告Aが本邦で安定した生活を送ることができるかについては疑問があるものといわざるを得ない。

原告Aは、原告Bが現在生活保護を受けていることや、原告Aが、将来経済的基盤が不安定となった時に生活保護を受けることができることは、むしろ経済的基盤が安定しているものと評価すべきものであると主張するが、生活保護を受けることはむしろ経済的基盤が不安定であることを端的に示すものというべきである…。

【平成26年4月22日東京地方裁判所判決】

裁判例3【在留特別許可の許否判断における本邦への定着性の評価】

原告が本邦で出生し、4歳頃まで本邦で生活をしてきたこと、本邦に不法入国後、約40年にわたって本邦で生活をしてきたことから、原告と本邦との結び付きが認められると共に、本邦への定着性も認められるのであって、原告に係る在留特別許可の許否の判断についての積極的事情に当たるものといえる。他方、原告には本邦に扶養すべき家族はいない。また、原告は本邦在留中、日雇い労働者として稼働し、住み込みの寮や雇主が賃借したマンション等を住居としてきたこと、平成23年10月以降は無職であったこと、在留特別許可がされた場合には飯場で住み込みの仕事を探す旨供述していること等からすれば、本件裁決当時、70歳であった原告の本邦での就労環境や居住環境が安定したものであったとはいえない。このほか、原告は、平成24年3月に大型小売店舗の食品売場において、ソーセージを窃取したものであって、その素行も良好とはいえない。これらからすれば、原告と本邦との結び付きや本邦への定着性は、原告の在留特別許可の許否の判断に当たって、1つの積極的事情といえるものの、これを殊更に重視すべきものとまでいうことはできない。

原告は約40年間韓国に帰国しておらず、韓国の親族とも音信不通であること、韓国の戸籍には原告が昭和51年に死亡したと記載されていること等からすれば、原告が韓国に退去強制された場合には、生活の基盤を築くことに一定程度の支障が生ずることは否定できないが、原告は…約26年間、韓国において生活し、稼働歴もある健康な成人男性であること、原告が韓国において稼働の場を得られなかったとしても最低限の生活は保障されること、…本邦での就労環境や居住環境も決して安定したものではなかったことからすれば、原告が韓国に帰国した場合の上記のような支障が…消極的事情を考慮にいれてもなお原告に在留特別許可を付与すべきものとまでいうことはできない。

【平成26年6月12日大阪地方裁判所判決】

裁判例4【在留資格変更不許可処分の違法をもって異議の申出に理由がない旨の裁決の違法事由として主張することの適否】

本件不許可処分と本件裁決は、同一の目的を追求する手段と結果の関係にあるものでなく、これらが相結合して一つの効果を完成する一連の行為となっているものでないし、本件不許可処分自体の違法性は既に本件不許可処分取消訴訟で主張されてもいるのであるから、いわゆる違法性の承継は認められず、したがって、本件不許可処分が取り消されてもいない中で、本件において、同処分の違法をもって本件裁決の違法事由として主張することはできないものといふべきである。

原告の主張の趣旨が、本件不許可処分が違法であることそれ自体をいおうとするものではなく、あくまで在留特別許可の判断に当たり考慮すべきであった諸事情として本件不許可処分の違法に係る事情を主張しているものであったとしても、当該主張の要旨は、原告は介助なしでは生活困難であり、中国には原告を介助する者がいないため、本邦に居住する妹夫婦の介助を受けざるを得ないというものであって、原告が本邦への入国後、「定住者」への在留資格変更許可申請をした際の申請理由と同趣旨のものであり、在留特別許可をしなかったことの適否を上記主張に係る事情のみによって判断することは、実質的に見て、本件不許可処分の適否について審査することと変わりがないものといわざるを得ない。

本件では、…東京入管局長が、上記事情を踏まえた上で、本件不許可処分をしており、同処分が適法なものとして維持されている以上、同じ事情を踏まえた上で東京入管局長が在留特別許可をしなかったとしても、他に在留特別許可を与えなかったことが裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するというだけの事情がない限り、これをもって違法と評価することは困難であ

るというべきである。

【平成26年9月30日東京地方裁判所判決】

裁判例5【在留資格取消手続における「不実の記載のある文書」の該当性】

外国人が「日本人の配偶者」の身分を有する者として入管法別表第二所定の「日本人の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留するためには、単にその日本人配偶者との間に法律上有効な婚姻関係にあるだけでは足りず、当該外国人が本邦において行おうとする活動が日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当することを要するものと解される。そして、我が国の民法において夫婦の同居義務が定められていることに照らせば、夫婦の同居の有無及びその態様は、当該外国人が本邦において行おうとする活動が日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するかどうかの判断に当たり、重要な事情の一つであることは論を俟たない。

しかるに、仮に、本件更新申請書及び本件質問書に、…原告及び訴外Cの真実の同居期間が記載されていれば、当該記載は、東京入管の担当官が、本件更新許可に先立ち、原告と訴外Cとの共同生活の実体の有無についてさらなる調査を実施することの契機となったといえることができる。そして、当該調査として、訴外Cや原告から事情の聴取を行えば、…両名は、…別居を続けていたことに加え、両名の関係が共同生活の実体を欠くものであったことが明らかになったといえることができ、これらの事情を踏まえれば、本件更新申請に対する応答を検討する時点において、原告が本邦において行おうとする活動が日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するとはいえず、原告は「日本人の配偶者等」の在留資格に該当しないとの判断に至っていた蓋然性が高いといわざるを得ない。以上のとおりであるから、本件更新申請書及び本件質問書は、入管法第22条の4第1項第4号にいう「不実の記載のある文書」に当たり、原告は、これを提出することにより、本件更新許可を受けたものに該当すると認められる。

【平成26年10月10日東京地方裁判所判決】

資料編 5 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	896	838	820	632	984
中	国	167	194	215	173	419
韓	国	210	188	179	122	165
米	国	118	109	94	88	94
台	湾	42	48	36	32	53
英	国	37	24	29	16	26
フ	ラ	50	25	30	25	25
オ	ー	31	18	18	18	22
ド	イ	20	9	8	20	20
パ	キ	33	42	55	23	18
中	国	7	2	7	7	12
イ	ン	12	14	11	8	11
そ	の	169	165	138	100	119
他						

(注) 法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、「経営・管理」の在留資格に改められている。

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	10,908	11,778	12,609	13,439	15,184
中	国	3,300	3,974	4,423	5,057	6,394
韓	国	2,723	2,872	2,941	2,918	2,911
パ	キ	571	627	732	759	808
ネ	パ	373	430	513	585	682
米	国	918	844	687	654	648
台	湾			331	460	571
ス	リ	234	281	326	339	391
イ	ン	319	320	307	301	300
英	国	334	292	244	226	223
ア	フ	124	149	172	196	222
そ	の	2,012	1,989	1,933	1,944	2,034
他						

(注 1) 各年末現在の数である（以下の中長期在留者に係る表も同じ）。

(注 2) 平成 23 年末までは外国人登録者数、平成 24 年末以降は中長期在留者数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ）。

(注 3) 平成 23 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、平成 24 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ）。

2-1 「技術」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	2,852	4,178	5,216	5,387	7,662
中	国	983	1,375	1,734	1,819	2,495
イ	ン	384	651	847	996	1,478
ベ	ト	213	441	802	701	1,116
フ	ィ	226	354	304	293	510
韓	国	302	361	403	407	478
米	国	123	148	136	148	171
ミ	ャ	12	12	33	45	156
台	湾	75	94	77	102	125
フ	ラ	95	70	83	80	111
イ	ン	31	104	215	94	109
そ	の	408	568	582	702	913
他						

(注) 法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

2-2 「技術」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	46,592	42,634	42,273	43,038	45,892
中	国	25,105	22,486	20,924	20,588	20,873
韓	国	7,050	5,828	5,367	5,207	5,084
ベ	ト	2,183	2,382	2,985	3,506	4,393
イ	ン	3,515	3,175	3,388	3,592	4,172
フ	ィ	1,968	1,923	1,934	1,937	2,164
米	国	789	764	786	834	886
台	湾	-	-	335	551	800
フ	ラ	588	539	589	621	700
マ	レ	595	613	669	673	697
イ	ン	437	542	662	595	636
そ	の	4,362	4,382	4,634	4,934	5,487
他						

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	4,113	4,658	4,993	5,354	6,608
中	国	592	728	902	940	1,264
米	国	986	1,082	1,016	1,092	1,175
韓	国	552	590	603	583	753
台	湾	186	217	237	246	434
英	国	286	326	304	377	434
フ	ィ	68	91	119	152	268
オ	ー	175	185	152	194	203
ベ	ト	49	59	116	134	198
イ	ン	97	82	106	115	177
カ	ナ	209	168	153	181	169
そ	の	913	1,130	1,285	1,340	1,533

(注) 法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	68,467	67,854	69,721	72,319	76,902
中	国	34,433	34,446	33,537	33,323	34,574
韓	国	9,233	9,166	9,755	10,100	10,345
米	国	6,313	6,091	6,157	6,356	6,582
台	湾			1,367	2,413	3,442
英	国	2,785	2,560	2,469	2,525	2,578
ベ	ト	550	639	807	1,082	1,482
カ	ナ	1,980	1,694	1,541	1,449	1,408
パ	キ	836	1,031	1,251	1,289	1,348
フ	ィ	940	920	964	1,051	1,290
オ	ー	1,713	1,497	1,371	1,293	1,254
そ	の	9,684	9,810	10,502	11,438	12,599

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	5,826	5,348	6,126	6,245	7,209
中	国	1,937	1,717	1,967	2,085	2,433
イ	ン	520	484	505	565	760
フ	ィ	498	641	669	670	698
韓	国	505	511	491	470	514
米	国	528	396	383	404	411
ベ	ト	231	178	240	346	399
タ	イ	222	235	381	301	361
イ	ン	98	104	221	251	208
台	湾	211	188	173	169	199
ド	イ	155	98	125	127	144
そ	の	921	796	971	857	1,082

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	16,140	14,636	14,867	15,218	15,378
中	国	6,238	5,518	5,257	5,405	5,593
韓	国	2,079	1,873	1,750	1,697	1,624
イ	ン	1,610	1,426	1,340	1,315	1,365
フ	ィ	777	947	1,023	1,120	1,132
米	国	1,286	1,072	980	1,054	883
台	湾			350	454	526
タ	イ	430	440	565	525	524
ベ	ト	287	343	415	497	515
ド	イ	505	377	360	371	389
イ	ン	195	211	313	380	339
そ	の	2,733	2,429	2,514	2,400	2,488

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	28,612	26,112	34,969	37,096	35,253
米	国	6,785	5,908	6,514	6,341	6,498
韓	国	1,450	3,179	6,528	6,566	5,893
フ	イ	1,506	1,407	1,984	2,680	3,149
リ	ピ	3,009	2,474	2,916	3,534	2,920
ン		1,432	1,452	1,982	1,063	1,519
フ	ラ	1,116	780	1,320	1,770	1,381
ン	ス	1,105	1,205	866	1,696	1,348
イ	タ	1,241	1,358	1,594	1,285	1,333
リ	ア	1,386	739	964	1,022	1,070
ア		515	626	674	866	768
ド	イ	9,067	6,984	9,627	10,273	9,374
ツ						
中	国					
ス	ペ					
イ	ン					
ン						
そ	の					
他						

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	9,247	6,265	1,646	1,662	1,967
フ	イ	6,319	4,188	344	367	436
リ	ピ	318	334	288	278	374
ン		374	313	305	283	262
米	国	671	389	177	147	126
韓	国	159	140	105	102	114
・		88	71	58	58	82
朝		62	66	29	28	57
鮮		51	77	21	26	52
中		136	95	72	72	51
ブ	ラ	73	36	15	7	46
ラ	ジ	996	556	232	294	367
ル						
オ	ー					
ス	ト					
ラ	リ					
ア						
英	国					
カ	ナ					
ダ						
タ	イ					
イ	ナ					
ナ						
ウ	ク					
ク	ラ					
ラ	イ					
イ	ナ					
ナ						
ウ	ク					
ク	ラ					
ラ	イ					
イ	ナ					
ナ						
そ	の					
他						

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	3,588	4,178	4,910	2,030	2,360
ネ	パ	563	677	809	832	927
ー	ル	451	379	432	188	317
イ	ン	1,924	2,527	2,920	427	311
ン	ド	134	132	162	129	171
中	国	45	27	53	48	72
タ	イ	36	53	59	49	64
タ	イ	39	21	41	31	55
オ	ー	18	16	21	34	44
ス	ト	90	87	109	39	36
ラ	リ	31	33	33	19	33
ア		257	226	271	234	330
フ	イ					
リ	ピ					
ン						
ベ	ト					
ナ	ム					
ム						
英	国					
韓	国					
・						
朝						
鮮						
フ	イ					
リ	ピ					
ン						
バ	ン					
グ	ラ					
ラ	デ					
デ	シ					
シ	ユ					
ユ						
ベ	ト					
ナ	ム					
ム						
イ	ン					
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
パ	キ					
キ	ス					
ス	タ					
タ	ン					
ン						
そ	の					
他						

6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	30,142	31,751	33,863	33,425	33,374
中	国	16,350	17,657	19,023	18,139	17,240
ネ	パ	5,283	5,704	6,209	6,775	7,412
ー	ル	3,465	3,586	3,798	3,762	3,926
イ	ン	1,021	1,003	1,032	1,066	1,117
ン	ド	1,510	1,421	1,394	1,253	1,092
中	国	283	302	330	350	376
タ	イ	367	328	279	243	235
タ	イ	183	168	179	182	212
オ	ー	193	185	177	166	168
ス	ト	161	169	166	164	164
ラ	リ	1,326	1,228	1,276	1,325	1,432
ア						
フ	イ					
リ	ピ					
ン						
バ	ン					
グ	ラ					
ラ	デ					
デ	シ					
シ	ユ					
ユ						
ベ	ト					
ナ	ム					
ム						
イ	ン					
ド	ネ					
ネ	シ					
シ	ア					
ア						
パ	キ					
キ	ス					
ス	タ					
タ	ン					
ン						
そ	の					
他						

7-1 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	26,002	66,025	67,915	67,426	82,516
中	国	20,133	49,311	49,172	44,377	43,971
ベ	ト	2,184	6,632	7,449	10,130	19,489
フ	ィ	1,212	3,755	4,264	4,827	6,997
イ	ン	1,454	3,536	3,818	4,144	5,888
タ	ネ	641	1,722	1,994	2,443	3,210
カ	ン	68	245	227	325	1,125
ミ	ャ	24	42	16	71	659
モ	ン	48	188	214	206	277
マ	レ	24	39	53	75	191
ネ	パ	40	169	145	213	143
そ	の	174	386	563	615	566
	他					

(注) 「技能実習1号」は、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を合算した数である。

7-2 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	50,423	61,178	63,281	61,680	77,516
中	国	39,341	45,470	45,713	40,571	40,974
ベ	ト	4,096	6,571	7,379	9,857	19,434
フ	ィ	2,773	3,400	3,846	4,193	6,413
イ	ン	2,568	3,290	3,644	3,885	5,631
タ	ネ	1,091	1,542	1,688	2,010	2,613
カ	ン	151	227	214	304	1,042
ミ	ャ	46	47	16	76	579
モ	ン	108	185	206	202	273
ラ	オ	87	131	113	130	137
ネ	パ	60	161	134	185	125
そ	の	102	154	328	267	295
	他					

8 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	49,585	80,816	88,196	93,526	90,110
中	国	38,983	62,131	65,682	66,603	59,119
ベ	ト	3,826	6,953	9,336	11,775	14,605
イ	ン	2,775	4,726	5,454	6,179	6,591
フ	ィ	2,827	4,833	4,996	5,884	6,308
タ	ネ	741	1,441	1,776	1,937	2,310
カ	ン	62	142	211	288	376
モ	ン	108	168	215	247	243
ネ	パ	22	96	176	231	180
ラ	オ	101	134	163	166	156
ス	リ	35	65	63	114	92
そ	の	105	127	124	102	130
	他					

(注) 「技能実習2号」は、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を合算した数である。

9-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	63,478	49,936	57,579	70,007	82,460
中	国	31,571	23,858	26,554	24,583	28,566
ベトナム		1,661	1,864	4,372	14,098	14,862
ネパール		825	976	1,830	4,864	8,013
韓国		10,045	6,749	5,855	5,524	5,066
台湾		3,342	2,661	2,833	3,164	3,930
米国		3,260	2,546	2,910	2,825	2,807
タイ		1,377	1,256	1,447	1,564	1,963
インドネシア		976	1,054	1,172	1,306	1,655
スリランカ		243	232	319	470	1,039
フランス		844	631	859	918	1,037
その他		9,334	8,109	9,428	10,691	13,522

(注) 平成 23 年版から平成 26 年版に掲載している本表「平成 22 年」の数値については、以下のとおり誤った数値(人数)が掲載されておりますのでご注意願います。
 (正) 総数: 63,478、中国: 31,571、ベトナム: 1,661、ネパール: 825、韓国: 10,045、台湾: 3,342、米国: 3,260、タイ: 1,377、インドネシア: 976、フランス: 844
 (誤) 総数: 48,706、中国: 22,752、ベトナム: 1,302、ネパール: 527、韓国: 7,271、台湾: 2,709、米国: 3,162、タイ: 1,062、インドネシア: 878、フランス: 797

9-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	201,511	188,605	180,919	193,073	214,525
中	国	134,483	127,435	113,980	107,435	105,557
ベトナム		5,147	5,767	8,811	21,231	32,804
韓国・朝鮮		27,066	21,678	18,643	17,189	15,765
ネパール		3,022	3,589	4,793	8,892	15,697
台湾				4,829	6,353	7,528
タイ		3,542	3,315	3,212	3,411	3,818
インドネシア		2,725	2,791	2,917	3,219	3,797
マレーシア		2,676	2,591	2,483	2,478	2,607
米国		2,660	2,527	2,438	2,460	2,570
ミャンマー		1,684	1,682	1,674	1,842	2,363
その他		18,506	17,230	17,139	18,563	22,019

10-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	51,725	16,079	17,957	16,486	16,162
ベトナム		3,150	1,032	1,127	1,211	1,358
インドネシア		2,970	1,186	1,384	1,139	1,256
タイ		2,386	1,257	1,404	1,069	1,109
中	国	28,964	2,108	1,923	1,488	1,025
ミャンマー		304	232	484	696	883
フィリピン		3,211	775	733	645	740
インド		892	753	838	612	574
マレーシア		718	631	687	395	442
カンボジア		470	355	333	433	402
バンラデシュ		236	219	344	216	346
その他		8,424	7,531	8,700	8,582	8,027

10-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	9,343	3,388	1,804	1,501	1,427
中	国	5,602	1,275	444	336	253
タイ		587	431	290	218	232
ベトナム		663	258	233	196	217
フィリピン		730	308	137	81	123
インドネシア		743	260	141	178	120
インド		184	127	100	87	68
ミャンマー		39	34	22	35	61
カンボジア		15	16	13	15	32
マレーシア		124	136	52	39	30
ブラジル		68	78	33	34	28
その他		588	465	339	282	263

11-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	11,972	12,954	12,659	10,711	10,661
韓	国	5,961	4,263	5,103	4,618	3,003
台	湾	1,731	1,563	2,077	1,888	1,870
フ	ラ	715	542	592	681	860
オ	ー	681	551	578	669	826
英	国	482	407	496	564	735
中	国	146	99	183	190	623
ド	イ	474	309	333	432	492
カ	ナ	362	282	338	340	419
フ	ィ	291	221	273	234	273
イ	ン	154	143	148	230	253
そ	の	975	4,574	2,538	865	1,307

11-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	72,374	22,751	20,159	22,673	28,001
中	国	44,328	5,374	3,143	4,033	6,624
韓	国	5,820	4,444	5,027	4,670	3,256
フ	ィ	5,291	2,372	1,863	1,847	1,956
ネ	パ	234	394	590	914	1,947
台	湾			1,615	1,743	1,826
ト	ル	174	240	446	875	1,371
ミ	ャ	1,700	1,631	1,397	1,158	1,078
オ	ー	741	619	659	746	939
イ	ン	3,736	986	746	806	912
フ	ラ	594	466	519	620	809
そ	の	9,756	6,225	4,154	5,261	7,283

12 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	565,089	598,440	624,501	655,315	677,019
中	国	169,484	184,216	191,958	204,927	215,155
フ	ィ	92,754	99,604	106,399	111,952	115,857
ブ	ラ	117,760	119,748	114,641	112,428	111,077
韓	国	58,082	60,262	62,523	64,545	65,711
ペ	ル	32,416	33,307	33,331	33,610	33,496
タ	イ	15,055	16,055	16,997	17,815	18,273
台	湾			8,684	13,932	16,870
米	国	13,065	13,690	14,284	15,016	15,503
ベ	ト	9,602	10,361	11,158	12,060	12,813
イ	ン	3,894	4,337	4,743	5,123	5,351
そ	の	52,977	56,860	59,783	63,907	66,913

13-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	11,452	10,766	10,855	9,244	9,114
中	国	4,099	3,713	3,854	2,839	2,665
フ	ィ	2,384	2,395	2,508	2,258	2,118
ブ	ラ	921	915	1,067	771	946
タ	イ	510	538	593	602	589
米	国	635	593	480	444	450
韓	国	565	501	422	379	335
ベ	ト	155	177	153	210	278
台	湾	211	183	175	166	156
オ	ー	139	134	129	147	124
イ	ン	205	175	120	137	119
そ	の	1,628	1,442	1,354	1,291	1,334

(注) 平成 24 年版から平成 26 年版に掲載している本表「平成 23 年」の数値については、以下のとおり誤った数値 (人数) が掲載されておりますのでご注意願います。

(正) 韓国: 501

(誤) 韓国: 188

13-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	196,248	181,617	162,332	151,156	145,312
中	国	53,697	51,184	43,771	38,852	36,469
フ	ィ	41,255	38,249	33,123	30,561	29,150
ブ	ラ	30,003	23,921	19,519	17,266	15,565
韓	国	19,761	18,780	17,017	15,925	15,134
米	国	8,848	8,679	8,401	8,546	8,741
タ	イ	8,651	8,549	7,974	7,605	7,411
台	湾			2,546	3,600	4,024
英	国	2,658	2,593	2,533	2,494	2,500
イ	ン	2,657	2,473	2,216	2,070	1,960
ベ	ル	3,423	2,947	2,358	2,090	1,956
そ	の	25,295	24,242	22,874	22,147	22,402

14-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	8,178	7,811	9,845	8,788	9,911
ブ	ラ	2,246	2,356	3,237	2,507	3,265
フ	ィ	2,195	2,184	2,736	2,756	2,791
中	国	2,097	1,815	2,268	1,864	2,165
ベ	ル	660	400	518	545	453
ベ	ト	189	195	228	272	237
イ	ン	85	100	77	116	132
タ	イ	80	74	84	87	103
パ	キ	41	64	58	67	93
ミ	ャ	34	39	36	67	81
ボ	リ	56	108	119	111	74
そ	の	495	476	484	396	517

14-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	194,602	177,983	165,001	160,391	159,596
ブ	ラ	77,359	62,077	53,058	47,903	44,559
フ	ィ	37,870	39,331	40,714	42,156	43,997
中	国	32,048	30,498	27,150	26,240	26,676
ベ	ル	14,849	13,496	11,941	11,269	10,796
韓	国	8,374	8,288	7,774	7,636	7,636
ベ	ト	5,771	5,726	5,558	5,513	5,450
タ	イ	3,641	3,875	3,800	3,785	3,827
ミ	ャ	1,116	1,381	1,647	2,000	2,240
ボ	リ	2,219	2,054	1,884	1,902	1,851
イ	ン	1,735	1,756	1,714	1,747	1,832
そ	の	9,620	9,501	9,761	10,240	10,732

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	2,303,161	1,505,228	1,901,888	2,305,975	2,604,977
外	交	1,218	1,262	1,146	988	901
公	用	3,675	2,788	2,475	2,073	1,752
教	授	170	159	176	190	173
芸	術	-	3	7	9	8
宗	教	113	105	95	65	71
報	道	14	12	5	13	12
投	資	210	188	179	122	165
法	律	-	-	-	-	-
医	療	-	1	6	5	12
研	究	36	44	21	25	17
教	育	19	14	12	13	10
技	術	302	361	403	407	478
人	文	552	590	603	583	753
企	業	505	511	491	470	514
興	行	1,450	3,179	6,528	6,566	5,893
技	能	90	87	109	39	36
技	能	13	34	73	100	22
技	能	-	-	-	-	-
技	能	-	-	-	-	-
文	化	332	261	240	253	196
短	期	2,275,293	1,481,868	1,876,140	2,281,773	2,583,861
留	学	10,045	6,749	5,855	5,524	5,066
研	修	163	105	120	104	94
家	族	2,257	1,956	1,546	1,554	1,506
特	定	5,961	4,263	5,103	4,618	3,003
日	本	565	501	422	379	335
永	住	54	61	53	49	41
定	住	124	126	80	53	58

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	565,989	545,401	530,048	519,740	501,230
教	授	1,009	956	943	924	919
芸	術	46	45	42	45	40
宗	教	1,011	977	945	896	866
報	道	54	51	48	46	46
投	資	2,723	2,872	2,941	2,918	2,911
法	律	6	6	6	7	8
医	療	23	22	39	55	86
研	究	232	232	196	194	180
教	育	90	97	93	91	88
技	術	7,050	5,828	5,367	5,207	5,084
人	文	9,233	9,166	9,755	10,100	10,345
企	業	2,079	1,873	1,750	1,697	1,624
興	行	374	313	305	283	262
技	能	1,510	1,421	1,394	1,253	1,092
技	能	5	22	66	55	8
技	能	-	-	-	-	-
技	能	-	-	-	1	1
技	能	-	-	-	-	-
文	化	335	295	250	275	254
短	期	3,386	2,307	-	-	-
留	学	27,066	21,678	18,643	17,189	15,765
研	修	82	49	27	22	25
家	族	18,026	16,750	15,117	14,089	13,075
特	定	5,820	4,444	5,027	4,670	3,256
永	住	58,082	60,262	62,523	64,545	65,711
日	本	19,761	18,780	17,017	15,925	15,134
永	住	2,574	2,523	2,429	2,368	2,311
定	住	8,374	8,288	7,774	7,636	7,636
特	別	395,234	385,232	377,351	369,249	354,503
未	取	1,074	417	-	-	-
一	時	-	-	-	-	-
そ	の	730	495	-	-	-

(注1) 各年末現在の数である（以下の在留外国人数に係る表も同じ）。

(注2) 平成23年末までは外国人登録者数、平成24年末以降は中長期在留者数に特別永住者数を加えた在留外国人の数である（以下の在留外国人数に係る表も同じ）。

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	1,140,579	721,990	1,050,222	983,268	1,887,322
外	交	684	516	506	314	331
公	用	3,097	1,972	1,923	1,228	1,330
教	授	464	458	473	414	399
芸	術	2	1	1	3	3
宗	教	4	1	3	1	2
報	道	2	11	11	8	38
投	資 ・ 経	167	194	215	173	419
法	律 ・ 会 計 業	-	1	-	-	-
医	療	-	2	2	3	3
研	究	115	75	81	88	69
教	育	12	12	13	14	12
技	術	983	1,375	1,734	1,819	2,495
人	文 知 識 ・ 国 際 業	592	728	902	940	1,264
企	業 内 転	1,937	1,717	1,967	2,085	2,433
興	行	1,386	739	964	1,022	1,070
技	能	1,924	2,527	2,920	427	311
技	能 実 習 1 号 イ	1,250	2,751	2,829	2,178	2,299
技	能 実 習 1 号 口	18,883	46,560	46,343	42,199	41,672
技	能 実 習 2 号 イ	-	-	1	-	2
技	能 実 習 2 号 口	-	227	40	14	14
文	化 活 動	773	596	761	615	660
短	期 滞 在	1,032,649	621,632	943,265	890,265	1,788,692
留	学	31,571	23,858	26,554	24,583	28,566
研	修	28,964	2,108	1,923	1,488	1,025
家	族 滞 在	8,218	7,549	9,455	7,506	7,655
特	定 活 動	146	99	183	190	623
日	本 人 の 配 偶 者 等	4,099	3,713	3,854	2,839	2,665
永	住 者 の 配 偶 者 等	560	753	1,031	988	1,105
定	住 者	2,097	1,815	2,268	1,864	2,165

2-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	687,156	674,879	652,595	649,078	654,777
教	授	2,339	2,294	2,085	1,963	1,751
芸	術	108	97	85	79	71
宗	教	129	129	85	70	64
報	道	12	21	30	37	45
投	資 ・ 経	3,300	3,974	4,423	5,057	6,394
法	律 ・ 会 計 業	6	6	5	6	5
医	療	187	246	310	395	511
研	究	894	790	664	608	555
教	育	101	103	84	83	69
技	術	25,105	22,486	20,924	20,588	20,873
人	文 知 識 ・ 国 際 業	34,433	34,446	33,537	33,323	34,574
企	業 内 転	6,238	5,518	5,257	5,405	5,593
興	行	671	389	177	147	126
技	能	16,350	17,657	19,023	18,139	17,240
技	能 実 習 1 号 イ	1,553	2,182	1,950	1,616	1,710
技	能 実 習 1 号 口	37,788	43,288	43,763	38,955	39,264
技	能 実 習 2 号 イ	1,142	1,713	1,729	1,617	1,351
技	能 実 習 2 号 口	37,841	60,418	63,953	64,986	57,768
文	化 活 動	902	749	772	689	777
短	期 滞 在	6,036	5,179	-	-	-
留	学	134,483	127,435	113,980	107,435	105,557
研	修	5,602	1,275	444	336	253
家	族 滞 在	59,567	61,481	62,374	61,780	62,599
特	定 活 動	44,328	5,374	3,143	4,033	6,624
永	住 者	169,484	184,216	191,958	204,927	215,155
日	本 人 の 配 偶 者 等	53,697	51,184	43,771	38,852	36,469
永	住 者 の 配 偶 者 等	7,415	8,078	8,803	9,749	11,107
定	住 者	32,048	30,498	27,150	26,240	26,676
特	別 永 住 者	2,668	2,597	2,116	1,963	1,596
未	取 得 者	1,929	654	-	-	-
一	時 庇 護	-	-	-	-	-
そ	の 他	800	402	-	-	-

(注) 平成 23 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、平成 24 年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	66,120	51,006	72,906	96,543	169,985
外	交	175	156	111	191	232
公	用	641	647	604	652	696
教	授	12	26	26	35	40
芸	術	-	-	-	-	1
宗	教	17	29	24	28	32
報	道	-	-	-	-	-
投	資 ・ 経	4	5	4	1	5
法	律 ・ 会 計 業 務	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	3
研	究	3	7	3	6	6
教	育	10	22	33	26	45
技	術	226	354	304	293	510
人	文 知 識 ・ 国 際 業 務	68	91	119	152	268
企	業 内 転 勤	498	641	669	670	698
興	行	1,506	1,407	1,984	2,680	3,149
技	能	36	53	59	49	64
技	能 実 習 1 号 イ	261	571	626	746	867
技	能 実 習 1 号 ロ	951	3,184	3,638	4,081	6,130
技	能 実 習 2 号 イ	-	-	-	-	-
技	能 実 習 2 号 ロ	-	-	-	1	-
文	化 活 動	21	15	23	31	30
短	期 滞 在	52,856	37,407	57,494	80,113	150,073
留	学	294	285	322	362	570
研	修	3,211	775	733	645	740
家	族 滞 在	352	345	372	308	409
特	定 活 動	291	221	273	234	273
日	本 人 の 配 偶 者 等	2,384	2,395	2,508	2,258	2,118
永	住 者 の 配 偶 者 等	108	186	241	225	235
定	住 者	2,195	2,184	2,736	2,756	2,791

3-2 フィリピン人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	210,181	209,376	202,985	209,183	217,585
教	授	76	80	92	90	92
芸	術	2	2	-	-	-
宗	教	225	228	215	226	225
報	道	1	1	1	-	-
投	資 ・ 経	43	41	38	39	52
法	律 ・ 会 計 業 務	-	2	2	2	1
医	療	-	-	-	2	10
研	究	42	44	34	33	27
教	育	159	207	256	280	332
技	術	1,968	1,923	1,934	1,937	2,164
人	文 知 識 ・ 国 際 業 務	940	920	964	1,051	1,290
企	業 内 転 勤	777	947	1,023	1,120	1,132
興	行	6,319	4,188	344	367	436
技	能	283	302	330	350	376
技	能 実 習 1 号 イ	301	475	462	496	595
技	能 実 習 1 号 ロ	2,472	2,925	3,384	3,697	5,818
技	能 実 習 2 号 イ	217	269	249	281	284
技	能 実 習 2 号 ロ	2,610	4,564	4,747	5,603	6,024
文	化 活 動	19	18	20	22	23
短	期 滞 在	5,326	4,290	-	-	-
留	学	713	677	707	780	1,013
研	修	730	308	137	81	123
家	族 滞 在	2,197	2,226	2,253	2,273	2,332
特	定 活 動	5,291	2,372	1,863	1,847	1,956
永	住 者	92,754	99,604	106,399	111,952	115,857
日	本 人 の 配 偶 者 等	41,255	38,249	33,123	30,561	29,150
永	住 者 の 配 偶 者 等	2,899	3,347	3,648	3,889	4,229
定	住 者	37,870	39,331	40,714	42,156	43,997
特	別 永 住 者	45	44	46	48	47
未	取 得 者	2,358	926	-	-	-
一	時 庇 護	-	-	-	-	-
そ	の 他	2,289	866	-	-	-

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	22,210	19,694	34,201	28,070	34,241
外	交	100	47	86	78	57
公	用	212	141	200	152	213
教	授	17	8	5	12	8
芸	術	4	3	4	4	4
宗	教	31	19	26	40	40
報	道	5	1	-	3	-
投	資 ・ 経	2	2	-	2	2
法	律 ・ 会 計 業 務	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	6	2	2	2	3
教	育	1	3	3	1	9
技	術	6	5	5	28	33
人	文 知 識 ・ 国 際 業 務	9	12	12	10	18
企	業 内 転 勤	63	35	74	73	93
興	行	382	340	349	357	352
技	能	6	4	4	3	8
技	能 実 習 1 号 イ	-	4	2	21	43
技	能 実 習 1 号 ロ	-	-	1	-	-
技	能 実 習 2 号 イ	-	-	-	-	-
技	能 実 習 2 号 ロ	-	-	-	-	-
文	化 活 動	12	22	34	51	80
短	期 滞 在	17,491	15,177	28,411	23,256	28,123
留	学	144	121	139	220	415
研	修	369	277	305	272	284
家	族 滞 在	105	122	121	125	157
特	定 活 動	19	17	17	11	8
日	本 人 の 配 偶 者 等	921	915	1,067	771	946
永	住 者 の 配 偶 者 等	59	61	97	71	80
定	住 者	2,246	2,356	3,237	2,507	3,265

4-2 ブラジル人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 22	23	24	25	26
総	数	230,552	210,032	190,609	181,317	175,410
教	授	35	32	28	33	37
芸	術	11	11	10	11	10
宗	教	112	92	97	111	112
報	道	4	2	2	5	3
投	資 ・ 経	28	28	19	16	11
法	律 ・ 会 計 業 務	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	14	12	11	11	11
教	育	8	10	15	12	23
技	術	47	46	47	64	83
人	文 知 識 ・ 国 際 業 務	82	73	78	82	97
企	業 内 転 勤	73	70	90	96	141
興	行	159	140	105	102	114
技	能	65	52	41	38	34
技	能 実 習 1 号 イ	-	-	1	-	9
技	能 実 習 1 号 ロ	-	-	1	-	-
技	能 実 習 2 号 イ	-	-	-	-	-
技	能 実 習 2 号 ロ	-	-	-	-	-
文	化 活 動	9	15	27	26	36
短	期 滞 在	510	320			
留	学	377	322	312	396	585
研	修	68	78	33	34	28
家	族 滞 在	368	358	326	349	395
特	定 活 動	121	114	50	52	48
永	住 者	117,760	119,748	114,641	112,428	111,077
日	本 人 の 配 偶 者 等	30,003	23,921	19,519	17,266	15,565
永	住 者 の 配 偶 者 等	1,979	2,043	2,072	2,255	2,404
定	住 者	77,359	62,077	53,058	47,903	44,559
特	別 永 住 者	20	21	26	27	28
未	取 得 者	1,309	433			
一	時 庇 護	-	-			
そ	の 他	31	14			

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況 (平成 26 年)

・退去を命ぜられた者

【国籍・地域別】		(人)
韓 国		264
タ イ		179
中 国		91
台 湾		68
ト ル コ		53
マ レ ー シ ア		53
フ ィ リ ピ ン		43
米 国		15
バ ン グ ラ デ シ ュ		10
イ ン ド ネ シ ア		9
そ の 他		61
合 計		846

【空・海港別】		(人)
成 田 空 港		428
羽 田 空 港		147
関 西 空 港		114
中 部 空 港		50
そ の 他		107
合 計		846

・退去強制手続を執った者

【国籍別】		(人)
ス ペ イ ン		1
フ ィ リ ピ ン		1
合 計		2

【空港別】		(人)
成 田 空 港		2
合 計		2

(4) 偽変造文書発見件数の推移

区分		年	平成 22	23	24	25	26
上	陸	旅 券	120	105	106	90	117
		そ の 他	108	104	81	45	84
		合 計	228	209	187	135	201
出	国	旅 券	12	14	18	8	14
		そ の 他	2	3	8	5	1
		合 計	14	17	26	13	15
合	計	旅 券	132	119	124	98	131
		そ の 他	110	107	89	50	85
		合 計	242	226	213	148	216

資料編 6 平成 17 年 4 月 1 日以降の主な出来事

(平成 17 年度以降)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成 17.4.1	出入国情報分析官の新設	出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析の体制強化のため、法務省入国管理局登録指導官を廃止し、同局総務課に出入国情報分析官を新設した。
	名古屋入国管理局永住審査部門、調査第二部門等の新設	名古屋入国管理局就労・永住審査部門を廃止し、就労審査部門及び永住審査部門を新設した。 また、同局調査部門を廃止し、調査第一部門（摘発方面隊）及び調査第二部門を新設した。
	東京入国管理局直江津港出張所の廃止	東京入国管理局直江津港出張所を廃止した。
17.4.1 ～ 6.30	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのドンムアン空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
17.4.8 ～ 9.21	台湾におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	台湾中正空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
17.5.1	ブルガリア人観光客に係る査証免除措置の実施	有効なブルガリア旅券所持者であって、継続して 90 日を超えない期間滞在する意図をもって日本に入国を希望する者に対して、査証免除措置が実施された。
17.5.16	難民認定制度の見直しに係る「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 73 号。以下「平成 16 年改正入管法」という。）の一部施行及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	平成 16 年 6 月 2 日に公布された平成 16 年改正入管法の規定の中で、難民認定制度の見直し（難民認定申請者に対する仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等）に関する部分が施行され、これらの見直しに係る規定を施行するために必要な様式その他の手続的細目事項について定めた。
17.5.23 ～ 18.2.24	韓国におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
17.6.1	外国人登録証明書のデザイン変更	更なる高度な偽変造防止技術を導入した新しい外国人登録証明書の交付を開始した。
17.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に対し、不法就労の防止について理解と協力を呼び掛けた。
17.6.22	「刑法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 66 号。以下「平成 17 年改正法」という。）」の公布	人身取引等の定義規定の新設、人身取引等された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除くこと、人身取引等されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加えること、人身取引等の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設けること、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設、外国入国管理当局に対する情報提供規定の新設及び不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則規定の新設を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部改正を含む「平成 17 年改正法」が公布された。
17.6.30	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	「1965 年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の締結及び「市場開放問題苦情処理対策本部長決定」等を受け、出入国手続の簡素化・円滑化を図る趣旨で、出入国管理及び難民認定法施行規則に定める乗客及び乗員名簿の記載事項及び「投資・経営」の在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請等における提出書類等を改正した。
17.7.12	平成 17 年改正法の一部施行	改正旅券法の施行日に施行される一部の規定（平成 17 年 12 月 10 日施行分）及び運送業者の旅券等の確認義務等（同年 12 月 22 日施行分）を除き、平成 17 年改正法が施行された。

年 月 日	出 来 事	内 容
17.9.1	入管法第 65 条運用拡大の全国展開完了	入管法第 65 条の活用により効率的な退去強制手続を実現するべく、平成 15 年 10 月から東京入国管理局と警視庁間を皮切りに、入管法第 65 条に基づく身柄引取りの運用拡大を順次実施した結果、全ての都道府県警察との間で運用拡大が整い、全国展開を完了した。
17.9.26	「出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成 17 年法律第 96 号）」及び同法律施行令の施行	「出入国管理及び難民認定法第 2 条第 5 号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律」に基づく「政令で定める外国人」について、台湾の権限のある機関が発行した旅券を所持する台湾の居住者であり、かつ、90 日以内の「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものである旨を規定する政令が同法律と共に施行され、「2005 年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき平成 17 年 3 月 11 日から実施されていた査証免除措置が継続された。
17.9.28	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	中国残留邦人の歴史的経緯に鑑み、中国残留邦人の養子及び配偶者の婚姻前の子で一定の要件に適合するものについては、実子と同様に定住者としての地位に該当するものとする規定を追加した。
17.10.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	航空関係事業を取り巻く環境の変化に伴い、その専門性の高さを考慮した上で、航空機の操縦者としての活動を行おうとする者に対する上陸許可基準を緩和した。
	福岡入国管理局那覇支局平良港出張所を宮古島出張所に名称変更	平良市ほか 5 市町村が合併し、宮古島市が発足したことにより、福岡入国管理局那覇支局平良港出張所を同支局宮古島出張所に名称変更した。
17.10.25	「第 5 次出入国管理政策懇談会」の開催	「第 5 次出入国管理政策懇談会」の第 1 回会合が開催され、「第 3 次出入国管理基本計画」及び今後の外国人受入れについて協議された。
17.11.28 ～ 11.29	第 19 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 17 の国・地域及び 4 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について意見交換・検討した。
17.12.10	平成 17 年改正法の一部施行	改正旅券法の施行日に施行される一部の規定（入管法第 24 条第 4 号りの改正規定）について、平成 17 年改正法が施行された。
17.12.22	平成 17 年改正法の一部施行	運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設部分について、平成 17 年改正法が施行された。
18.2.21 ～ 2.24	第 11 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、17 の国・地域及び 2 国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
18.3.1	韓国人に対する査証免除措置の実施	有効な韓国一般旅券所持者であって、継続して 90 日を超えない期間滞在する意図をもって我が国に入国することを希望する者に対して、平成 17 年 3 月 1 日から 9 月 30 日まで（その後 18 年 2 月 28 日まで延長）期間限定で実施されていた査証免除が、期間を限定せずに実施された。
18.3.30	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」を踏まえ、「医療」の在留資格をもって上陸しようとする外国人の上陸許可基準を緩和するとともに、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」を踏まえ、構造改革特別区域において講じられている夜間大学院留学生受入れ事業を全国において実施するため、「留学」の在留資格に係る上陸許可基準を緩和した。
18.4.1	東京入国管理局成田空港支局企画管理・執行部門、処遇部門の新設	東京入国管理局成田空港支局警備部門を廃止し、企画管理・執行部門及び処遇部門を新設した。

年月日	出来事	内容
18.4.29	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	国民の安心・安全を図る観点から、中国残留邦人及びその親族を除く日系人及びその家族が「定住者」の在留資格を取得する要件に「素行が善良であること」を追加した。
18.5.24	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年法律第43号。以下「平成18年改正入管法」という。）の公布	テロの未然防止、出入国管理の一層の円滑化及び構造改革特別区域法による特例措置等の全国における実施のための規定の整備を目的とした平成18年改正入管法が公布された。
18.6.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に従って、基準省令を抜本的に見直し、演劇等の興行に係る活動を目的として上陸しようとする外国人を受け入れる本邦の機関に係る要件を厳格化するとともに、人身取引や不法就労のおそれが少ない興行については、要件を緩和した。
18.6.1 ～6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に対し、不法就労の防止について理解と協力を呼び掛けた。
18.6.13	平成18年改正入管法の一部施行	平成18年改正入管法中、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備部分が施行された。
18.6.23 ～12.19	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
18.10.3	在留特別許可に係るガイドラインの公表	在留特別許可に係る基本的な考え方、在留特別許可の許否判断に係る考慮事項として積極要素と消極要素を公表した。
18.11.24	平成18年改正入管法の一部施行	平成18年改正入管法中、構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定及び本国送還の原則の緩和による退去強制の迅速・円滑化を図るための規定の整備部分が施行された。
18.11.27 ～11.28	第20回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国17の国・地域及び4国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について意見交換・検討した。
19.1.1	アイルランド政府との口上書の交換に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	アイルランド政府との口上書の交換に基づき、ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
19.2.1	平成18年改正入管法の一部施行 「在留管理専門部会」の設置	平成18年改正入管法中、本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける規定が施行された。 外国人の在留管理の在り方について検討するため、「第5次出入国管理政策懇談会」の下に「在留管理専門部会」が設置され、第1回会合が開催された。
19.2.20 ～2.23	第12回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	名古屋入国管理局中部空港支局において、18の国・地域及び2国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
19.4.1	大阪入国管理局処遇部門、執行部門の新設 東京入国管理局東部出張所の開設と大阪入国管理局大阪港出張所の廃止 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	大阪入国管理局処遇・執行部門を廃止し、処遇部門及び執行部門を新設した。 東京都江戸川区に摘発専従型の東京入国管理局東部出張所を開設するとともに、大阪入国管理局大阪港出張所を廃止した。 特定研究活動者又は特定情報処理活動者の親に関する特例措置として、一定の要件を満たすこれらの親として行う日常的な活動を、特定活動告示に追加した。
19.5.16 ～5.17	第41回「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会（IATA／CAWG）の開催」	21か国の航空会社と出入国管理当局が参加する「国際航空運送協会／入国管理機関関係部会（IATA／CAWG）」の第41回会合を日本で開催（法務省と日本航空の共催）し、被退去強制者の送還等について協議した。
19.5.28 ～12.25	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。

年 月 日	出 来 事	内 容
19.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
19.10.1	デンマーク政府との口上書の交換に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	デンマーク政府との口上書の交換に基づき一定の要件を満たす 18 歳以上 30 歳以下のデンマーク国民に対し、滞在期間 1 年のワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
19.11.1	大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留を認める措置の実施	大学の学部又は大学院を卒業（又は修了）後 180 日以内に会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、一定の要件の下に、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最大 180 日間の在留を認めることとした。
	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	「日タイ経済連携協定」の発効を受け、在留資格「技能」に係る上陸基準省令の改正が行われ、同協定の適用を受けるタイ料理人について、タイ料理の調理に係る国家資格を有するなどの条件の下に、上陸許可基準である 10 年以上の実務経験を 5 年に短縮した。
	在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に係る不許可事例の公表	在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請の審査について、その運用の明確化と透明性の向上を図る観点から、おおむね過去 1～2 年の間にその申請を不許可とした事例を公表することとした。
19.11.20	平成 18 年改正入管法の一部施行 個人識別情報（バイオメトリクス）を活用した出入国審査の開始及び自動化ゲートの供用開始	テロの未然防止のため、日本への入国を申請する外国人（特別永住者等を除く。）に対し、上陸審査時に個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を義務付けた。また、出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるため、事前に利用登録を行った日本人及び一定の要件に該当する外国人について、成田空港に設置された自動化ゲートを通して出入国手続を行うことを可能とした。
19.11.26 ～ 11.27	第 21 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 16 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について意見交換・検討した。
19.12.25	大阪入国管理局天王寺出張所の廃止	大阪入国管理局の移転に伴い、天王寺出張所を廃止した。
19.12.26	「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 19 年改訂）」の策定	研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、平成 11 年に策定した指針の内容を見直し、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にし、「不正行為」に該当する行為についても明確化を図るなどの改訂を行った。
20.2.19 ～ 2.20	第 13 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、18 の国・地域及び 1 国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
20.2.25	国際会議出席者等に対する円滑な上陸審査の実施	国際会議等出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼等により、事前に入国時間等の情報を受けた上で、航空会社による確実な誘導があれば、必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとした。また、空港での乗継時間が短く迅速な手続を必要とする者についても、航空会社による確実な誘導があれば、個別に上陸審査を実施することとした。
20.2.26	北海道洞爺湖サミット対策本部等の設置	北海道洞爺湖サミット及び G 8 関連会合の開催に際して、各国首脳等の円滑な出入国手続及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、サミット対策本部及び同対策室を設置した。

年 月 日	出 来 事	内 容
20.3.1 ～ 7.10	北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	北海道洞爺湖サミット及び G 8 閣僚会合等開催に際して、各国首脳等の円滑な出入国手続及び厳格な審査により、テロリスト等の入国を阻止するため、3月1日から6月6日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、6月7日から7月10日までの間、法務省内に「北海道洞爺湖サミット対策本部オペレーションルーム」を開設し、また同期間を上陸審査特別強化月間に指定の上、対応した。
20.3.26	「新たな在留管理制度に関する提言」の法務大臣への報告 「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」の策定	「第5次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「新たな在留管理制度に関する提言」が法務大臣に提出された。 総務省と共同で「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を取りまとめた。
20.3.31	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの公表	在留資格の変更、在留期間の更新について、申請者の予見可能性を高める観点から、ガイドラインを策定し、相当性判断の代表的な考慮要素を示した。
20.4.1	留学生の資格外活動許可申請の個別許可についての通知 名古屋入国管理局警備監理官、企画管理部門、処遇部門及び執行部門の新設	大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動である T A (Teaching Assistant), R A (Research Assistant) について、個別許可を可能にした。 名古屋入国管理局に警備監理官を新設するとともに、企画管理・処遇・執行部門を廃止し、企画管理部門、処遇部門及び執行部門を新設した。
20.4.30 ～ 21.3.13	台湾におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	台湾桃園空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
20.4.30 ～ 21.3.21	韓国におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
20.5.2	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」の公布（20.5.12 施行）	H 5 N 1 型鳥インフルエンザに人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況から入管法を改正し、新型インフルエンザ感染症の患者を上陸拒否の事由に加えた。
20.5.26	「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」の公示	日インドネシア経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受けるインドネシア人看護師等について、出入国管理上の取扱いに関する指針を策定した。
20.5.29 ～ 11.24	タイにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのバンコク国際空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
20.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
20.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	日インドネシア経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者及び当該候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定の整備を行った。
20.9.28 ～ 12.28	フリーダイヤル「外国人相談全国専用ダイヤル」及び「不法滞在相談全国専用ダイヤル」の設置	不法滞在者に関する相談及び不法滞在者を雇用している雇用主に関する問い合わせ等の際に、積極的に「出国命令制度」などの周知を図った。
20.10.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程を廃止する件」の施行 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令」及び「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第 1 条第 2 項第 3 号の申請等を定める省令」の施行	外国人に対する日本語教育を行う教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行う事業に係る法務大臣の認定制度を廃止し、併せて、同審査・証明事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするため、所要の規定の整備を行った。 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 46 号）によって、新たに設立された輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務に、船舶に係る入港通報、入港届及び出港届を加えるため、所要の規定の整備を行った。

年 月 日	出 来 事	内 容
20.11.6	「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」の公示	日フィリピン経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受けるフィリピン人看護師等について、出入国管理上の取扱いに関する指針を策定した。
20.12.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令」の施行	公益法人制度の改革により、これまでの財団法人・社団法人に代わり、公益財団法人・公益社団法人が設けられることに伴い、所要の規定の整備を行った。
20.12.11	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	日フィリピン経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定の整備を行った。
20.12.15	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	海外修学旅行等により再入国する外国人生徒又は学生の個人識別情報提供義務の免除について、それまでも教育委員会等から入国管理局に対して通知がなされるなどの所要の手続がとられた場合には、個人識別情報の提供を免除していたところ、施行規則を改正の上明確化した。
20.12.15 ～ 12.16	第 22 回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 16 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
20.12.16	「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、平成 22 年度からパイロットケースとして受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
20.12.18	「外国人台帳制度に関する懇談会報告書」取りまとめ	総務省・法務省が共同事務局となって開催してきた、有識者や地方公共団体の実務関係者等をメンバーとする「外国人台帳制度に関する懇談会」の検討結果が、報告書に取りまとめられた。
21.1.22	「留学生及び就学生の受入れに関する提言」の法務大臣への報告	「第 5 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「留学生及び就学生の受入れに関する提言」が法務大臣に提出された。
21.2.24 ～ 2.25	第 14 回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入国管理局関西空港支局において、22 の国・地域から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報共有及び意見交換を行った。
21.3.11	家事使用人の雇用主に係る要件の運用についての通知	在留資格「投資・経営」又は「法律・会計業務」をもって在留する者がより円滑に家事使用人を雇用できるよう、告示に定められた雇用主に係る要件の弾力的な運用を通知した。
21.3.13	大学等を卒業した留学生が行う就職活動等の取扱いについての通知	大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に 1 回の在留期間更新を認めることにより、最長 1 年間滞在することを可能とした（平成 21 年 4 月 1 日から実施）。
21.3.-	「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の改正	規制改革推進のための第 3 次答申を踏まえ、ガイドラインを改正し、社会保険の加入について明記した。
21.4.1	東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門及び処遇・執行部門の新設 名古屋入国管理局会計課の新設	東京入国管理局横浜支局警備部門を廃止し、企画管理・調査部門及び処遇・執行部門を新設した。 名古屋入国管理局に会計課を新設した。
21.6.1	台湾居住者に対するワーキング・ホリデー制度の実施	一定の要件を満たす 18 歳以上 30 歳以下の台湾居住者に対する在留期間 1 年のワーキング・ホリデー査証の発給が実施された。

年 月 日	出 来 事	内 容
21.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
21.7.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、上陸許可基準の見直し（申請に係る転勤の直前に外国の事業所において 1 年以上継続して入管法別表第 1 の 2 の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合には、①大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは 3 年以上の研究の経験を有すること、又は②従事しようとする研究分野において 10 年以上の研究の経験を有することを要しない）を行った。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	在留関係の諸申請について、より適切な審査を行うとともに、外国人の利便性の向上を図ること等を目的に、所要の規定（在留資格認定証明書交付申請における提出資料に係る規定、資格外活動許可に係る規定、就労資格証明書交付申請書及び就労資格証明書の様式に係る規定、在留期間更新許可申請等の各申請書の様式に係る規定等）の改正を行った。
21.7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改訂	平成 18 年 10 月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、在留特別許可の許否判断の透明性を更に高め、不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
21.7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「平成 21 年改正入管法」という。）」の公布	適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握するとともに、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の緩和といった利便性を向上させる新たな在留管理制度を構築する規定等を盛り込んだ平成 21 年改正入管法が公布された。
21.12.14 ～ 12.15	第 23 回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国 20 の国・地域及び 3 国際機関の担当者を招へいして「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
21.12.25	新たな研修・技能実習制度に係る「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の公布	平成 21 年改正入管法の一部施行に伴う研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定その他所要の整備を行った。
22.1.1	香港特別行政区政府との口上書の交換に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	香港特別行政区政府との口上書の交換に基づき、一定の要件を満たす 18 歳以上 30 歳以下の香港居住者に対し、在留期間 1 年のワーキング・ホリデー査証の発給が実施された。
	平成 21 年改正入管法の一部施行	平成 21 年改正入管法中、①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定、②在留資格「技能実習（1 号）」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
22.1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	「第 5 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
22.1.25	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 2 の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
22.2.21	次期事前旅客情報システム（A P I S）の運用開始	空港における A P I S に、乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期 A P I S の運用が開始された。
22.3.3	「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の改訂	「社会保険に加入していること」について削除した。
22.3.30	「第 4 次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第 61 条の 10 に基づき、法務大臣が「第 4 次出入国管理基本計画」を策定した。

年 月 日	出 来 事	内 容
22.3.31	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布	平成21年改正入管法中、22年7月1日から施行される在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置、上陸拒否の特例の新設等に係る関係規定を整備するとともに、「企業内転勤」に係る基準の見直し、資格外活動許可に係る規定を整備する等の改正を行った。
22.4.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の一部施行 東京入国管理局羽田空港支局の新設	難民認定申請を行った者に対して許可される仮滞在の滞在期間の上限を「3月」から「6月」に延長した。 東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
22.5.24 ～ 11.15	上陸審査強化期間の設定	2010年日本APEC開催に伴い、APEC関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
22.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体、在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
22.7.1	入国者収容所等視察委員会の新設	東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会を、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会を、それぞれ新設した。
	研修・技能実習制度の見直し	新たに在留資格「技能実習」を創設し、実務研修を行う場合に、原則雇用契約に基づき技能修得活動を行うことを義務付け、技能実習生が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法上の保護を受けられるようにした。
	在留資格「留学」と「就学」の一本化	留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へ一本化した。
	在留期間の特例期間の創設	在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、その在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前の在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるようにした。
	上陸拒否の特例の創設	上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、改めて入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経て上陸特別許可を再度行わずに、入国審査官が上陸許可の証印をできるようにした。
22.11.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	我が国の国家資格を有する外国人歯科医師、看護師等の就労年数等に係る制限を撤廃した。
22.12.7 ～ 12.8	第24回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び4国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
22.12.17	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の改正等	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号）を改正し、我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動を「特定活動」に該当するものとした。 また、これらの者の在留資格認定証明書交付申請を本人のほか親族や入院する病院の職員も行うことができるよう、「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和56年法務省令第54号）別表第4を改正するとともに、「出入国管理及び難民認定法施行規則別表第4の法別表第1の5の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第4号の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件」を制定した。

年 月 日	出 来 事	内 容
23.3.11 ~	東日本大震災への対応	海外からの緊急援助隊に対しては、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで旅券への上陸許可証印を省略するなど、簡便・迅速な上陸審査を実施した。特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく法務省告示（平成 23 年 3 月 16 日法務省告示第 123 号）の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する措置をとった。 再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省と協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。
23.4.1	名古屋入国管理局審査管理部門及び実態調査部門の新設	名古屋入国管理局調査記録部門を廃止し、審査管理部門及び実態調査部門を新設した。
23.6.1 ~ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体等に理解と協力を呼び掛けた。
23.7.1	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」の改正等	留学生に対する更なる就職支援を図るため、専門士の称号を付与された専門学校卒業生が入国しようとする場合において、上陸許可基準における学歴要件を満たすよう、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」（平成 2 年法務省令第 16 号）中の在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件を改正した。また、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件」（平成 23 年法務省告示第 330 号）を新設し、同告示において、専門士の称号を付与されたこと等を要件として定めた。
23.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15 日未満の比較的短期間の具体的な旅程を前提として上陸許可の証印等をするとき、当該旅程に応じた在留期間を決定することを可能とするため、「出入国管理及び難民認定法施行規則」（昭和 56 年法務省令第 54 号）を改正した。
23.12.26	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の制定等	平成 21 年改正入管法の施行期日を定めるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」（平成 23 年政令第 419 号）を制定した。また、平成 21 年改正入管法の施行に伴い、関係政令を整備し、所要の経過措置を設けるため、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」（平成 23 年政令第 420 号）、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 23 年政令第 421 号）を制定した。 さらに、平成 21 年改正入管法の施行に向けて法務省関係省令を整備し、所要の経過措置を設けるため、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（平成 23 年法務省令第 43 号）を制定し、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則」（平成 3 年法務省令第 27 号）の全部を改正した。

年 月 日	出 来 事	内 容
24.3.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」の制定等	従前の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受入れを促進するため、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した者を「高度人材外国人」と認定して、出入国管理上の優遇措置を講ずるため、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成24年法務省告示第126号）及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（平成24年法務省告示第127号）を制定するとともに、所要の規定を整備した。
24.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
24.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	平成24年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
24.5.7	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度について、平成24年3月30日に制度を措置する法務省告示「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」を制定し、同年5月7日に施行した。
24.6.1 ～6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体等に理解と協力を呼び掛けた。
24.6.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の改正	①左記政令による出入国管理及び難民認定法施行令の改正により、新しい在留管理制度において、中長期在留者が在留カードの交換を希望して在留カードの交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、交付に要する実費を勘案して1,300円と定めた（平成24年7月9日施行）。 ②就労資格証明書の交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、680円から交付に要する実費を勘案して900円に改定した（平成24年7月9日施行）。
	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」の改正	特別永住者が特別永住者証明書の交換を希望して特別永住者証明書の交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、交付に要する実費を勘案して1,300円と定めた（平成24年7月9日施行）。
	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の改正	新しい在留管理制度の運用方針について、①中長期在留者が所属機関等を変更した場合や、中長期在留者を新たに受け入れた場合などに当該機関が法務大臣に対して行う届出や郵送で行う場合の方法、②「みなし再入国許可制度」の対象とならない者に係る経過措置等を定めた（平成24年7月9日施行）。

年 月 日	出 来 事	内 容
24.6.15	「住民基本台帳法施行令第 30 条の 31 及び出入国管理及び難民認定法施行令第 6 条第 3 項等に規定する通知の方法を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行令第 2 条等に規定する伝達の方法等を定める省令」の制定	新しい在留管理制度において、住民基本台帳法施行令第 30 条の 31、出入国管理及び難民認定法施行令第 6 条第 3 項等の規定に基づき、法務大臣と市町村長との間における情報の通知方法及び出入国管理及び難民認定法施行令第 2 条等の規定に基づき、市町村長が法務大臣に伝達する方法等を、原則として電気通信回線を通じて送信する方法と定めた（平成 24 年 7 月 9 日施行）。
24.7.9	新しい在留管理制度の導入	平成 21 年改正入管法及び関係法令等が施行され、新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。
	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	平成 21 年改正入管法施行に伴う新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。 また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。
24.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	平成 24 年 8 月 15 日に尖閣諸島領有権主張活動家等 14 人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同 14 人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年 8 月 17 日、航空機又は船舶で退去強制した。
24.9.24 ～ 10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012 年国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の開催に際し、各国政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
24.9.28	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」等の改正	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去 5 年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとする、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し不正行為事実の報告義務を課すこと等を内容とする「出入国管理及び難民認定法施行規則」、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」、「出入国管理及び難民認定法第 20 条の 2 第 2 項の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」の改正を行った（平成 24 年 11 月 1 日施行）。
	日ベトナム E P A 関連法令等の整備	平成 24 年 4 月 18 日にベトナム社会主義共和国政府との間で看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の交換が完了したことから、ベトナム人看護師等の受入れに関し、「出入国管理及び難民認定法施行規則」、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」を改正し、「平成 24 年 4 月 18 日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」を制定した（平成 24 年 9 月 28 日施行）。
24.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。

年 月 日	出 来 事	内 容
24.10.24	偽造在留カード所持者の初摘発	名古屋入国管理局が警察との合同摘発により、不法残留容疑で中国人男性を摘発したところ、偽造在留カードが発見され、同カード所持者の初摘発事案となった。同中国人については、警察が入管法違反（不法残留）で現行犯逮捕した後、同法違反（偽造在留カード所持）で再逮捕しており、両罪（併合罪）につき懲役 2 年 6 月・執行猶予 4 年の有罪判決を受けた。
24.10.30	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」等の改正	在留カードに関する届出・申請に対して交付される在留カードの受領に際し、外国人本人の出頭を要しない場合として、外国人と同居する親族が当該外国人の依頼を受けて代わって行う場合や申請取次者が受領の手続をする場合等に加え、在留カードに関する届出・申請があった日に在留カードの交付をしない場合で地方入国管理局長において相当と認めるときを加えるため、「出入国管理及び難民認定法施行規則」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の改正を行った（平成 24 年 11 月 1 日施行）。
25.3.7	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の開催	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の第 1 回会合が開催され、今後同政策懇談会にて議論、検討すべきテーマ等について意見交換が行われた。
25.4.30	日インドネシア E P A ・日フィリピン E P A 関連告示の一部改正	平成 23 年 3 月 11 日付け閣議決定及び 25 年 2 月 26 日付け閣議決定において、E P A に基づき本邦に滞在しているインドネシア人・フィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間を延長することとされたことを受け、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」等の関連告示について所要の改正を行った。
25.5.20	訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政の在り方について、1 年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第 6 次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第 6 次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
25.5.23	入管法施行規則の一部改正	中長期在留者による所属機関等に関する届出及び所属機関による中長期在留者の受入れの状況に関する届出について、電子届出（オンラインによる届出）によることを可能とするよう、所要の規定の整備を行った（平成 25 年 6 月 24 日施行）。
25.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体等に理解と協力を呼び掛けた。
25.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。

年 月 日	出 来 事	内 容
25.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成 23 年法務省告示第 582 号）により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
25.9.13	「法務省関係総合特別区域法第 53 条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の制定	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特区内において、外国人が働きながら特定伝統料理を学ぶことができるようにするため、特定活動告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。
25.10.9 ～ 10.10	第 12 回 A S E M 移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第 12 回 A S E M 移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとし、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者と意見交換を行った。
25.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	平成 21 年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。
25.11.27	「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」の全部改正	I T 技術者に係る我が国の試験制度の変更に対応するほか、我が国の試験と同等の水準にある資格又は試験であるとして新たに相互認証された諸外国の試験の追加等を行った。
25.12.17	高度人材外国人に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）を踏まえ、高度人材の更なる受入れのため、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第 2 条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正を行った（平成 25 年 12 月 24 日施行）。
26.2.28	入管法施行規則の一部改正	外国人の出国時に、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのかを容易に確認できるようにすべく、再入国出国記録（E D カード）の様式の改正を行った（平成 26 年 7 月 1 日施行）。
26.3.28	「法務省関係総合特別区域法第 24 条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の制定	総合特別区域法に基づき認定地方公共団体が指定する一定の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とするため、関係告示の特例措置を規定した内閣府及び法務省共管の告示を制定した。
26.6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について、外国人や事業主、地方公共団体等に理解と協力を呼び掛けた。
26.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 26 年改正入管法）」の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、P N R の取得、在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を目的とした平成 26 年改正入管法が公布された。

年 月 日	出 来 事	内 容
26.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第 6 次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた外国人受入れ制度検討分科会において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
26.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。
26.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第 6 次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
27.1.1	船舶観光上陸許可制度の施行	法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、新たな特例上陸許可の類型である船舶観光上陸許可を創設し、航路の限定を緩和するとともに、上陸期間について最大 30 日まで拡大した。
	みなし再入国許可対象者の拡大	我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとする事とした。
	在留資格「留学」に係る改正	学校教育の場における低年齢からの国際交流促進に資するため、小中学校において教育を受ける活動を追加した。
	乗客予約記録（PNR）の取得の開始	外国人入国者に対する上陸審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を創設した。
27.1.20	「法務省関係総合特別区域法第 24 条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の一部改正及び「法務省関係総合特別区域法第 24 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の制定	総合特別区域において特別加算の対象となる企業は、認定地方公共団体が指定する総合特別区域法第 26 条又は第 27 条の税制優遇の適用対象となる統括事業・研究開発事業を行う我が国の公私機関であったところ、指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する我が国の公私機関についても対象に追加するため、内閣府及び法務省共管の告示を一部改正し、命令を制定した。
27.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
27.4.1	在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」の創設	「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施している高度人材を対象として、新たな在留資格「高度専門職 1 号」を設けるとともに、「高度専門職 1 号」をもって 3 年間に在留した者を対象とする「高度専門職 2 号」の在留資格を創設し、同在留期間を無期限とした。
	在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正	外資系企業における経営・管理活動に限られていた在留資格「投資・経営」に日系企業における経営・管理活動を追加し、併せて名称を「経営・管理」に変更した。
	在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化	業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」を創設した。

出入国管理

(平成 27 年版)

平成 27 年 12 月 発行

法務省入国管理局

〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2015 出入国管理